

平成17年第2回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成17年6月16日（木曜日）

議事日程（第5号）

平成17年6月16日（木）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	欠員	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
33番	志和正敏君	34番	金山教勇君
35番	臼木善祥君	36番	渡邊庚二君
37番	佐藤孝君	38番	金光英晴君
39番	葛西博之君	40番	猪股文彦君
42番	本間千佳子君	43番	大場慶親君
44番	金子克己君	45番	本間武雄君
46番	根岸勇雄君	47番	牧野秀夫君
48番	近藤和義君	49番	熊谷実君
50番	本間勇作君	51番	祝優雄君

52番	兵 庫	稔 君	53番	梅 澤	雅 廣 君
54番	竹 内	道 廣 君	55番	渡 部	幹 雄 君
56番	大 澤	祐 治 郎 君	57番	肥 田	利 夫 君
58番	加 賀	博 昭 君	59番	岩 野	一 則 君
60番	浜 口	鶴 藏 君			

欠席議員（1名）

41番	川 上	龍 一 君
-----	-----	-------

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 野	宏 一 郎 君	助 役	親 松	東 一 君
総務課長	齋 藤	英 夫 君	財政課長	浅 井	賀 康 君
市民課長	青 木	典 茂 君	企画情報課長	中 川	義 弘 君
社会福祉課長	熊 谷	英 男 君	環境保健課長	大 川	剛 史 君
医療課長	木 村	和 彦 君	農林水産課長	佐々木	文 昭 君
観光商工課長	市 川	求 君	建設課長	佐 藤	一 富 君
水道課長	田 畑	孝 雄 君	会計課長	粕 谷	達 男 君
選管・監査事務局長	菊 地	賢 一 君	農業委員会事務局長	渡 辺	兵 三 郎 君
教育委員会教育課長	金 子	羊 二 君	教育委員会生涯学習課長	坂 本	孝 明 君
教育委員長	豊 原	久 夫 君	教 育 長	石 瀬	佳 弘 君
選挙管理委員会委員長	林	千 隆 君	消 防 長	加 藤	侑 作 君
両津支所長	末 武	正 義 君	相川支所長	大 平	三 夫 君
佐和田支所長	清 水	紀 治 君	新穂支所長	斎 藤	正 君
畑野支所長	荒	芳 信 君	真野支所長	山 本	真 澄 君
小木支所長	斉 藤	博 君	羽茂支所長	古 田	英 明 君
赤泊支所長	渡 辺	邦 生 君	代監査委員	清 水	一 次 君

事務局職員出席者

事務局 局長	佐々木	均 君	事務局次長	山 田	富 巳 夫 君
議事係 係長	中 川	雅 史 君	議事係	松 塚	洋 樹 君

午前10時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員57名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（浜口鶴蔵君） 日程に従いまして一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

順位に従いまして加賀博昭君の一般質問を許します。

加賀博昭君。

〔58番 加賀博昭君登壇〕

○58番（加賀博昭君） おはようございます。質問に入る前にご案内を申し上げておきますが、皆さんのお手元に資料を差し上げている。私の持っているのはこのとおりカラーでございます。皆さんののは白黒でございます。ただ、ひな壇に私と同じカラーを持っておる人が5人いらっしゃいます。この人たちは、きょうの主演でございまして、これに対してしっかり答弁をしてもらわなければならぬ人たちでございます。

それでは、質問に入ってまいります。私のことを「中央省庁げた履き議員」と命名した人がおるのです。これは、故両津市長、市橋保雄さんでございますが、もうこのことを語る者は数少なくなっておりますけれども、あの加茂湖の周辺に能楽の里というのがございますが、あれは阿部晋三代議士のお父さんであられる阿部晋太郎氏が農林大臣のときに、名鉄がリゾート開発を目的に買い占めた土地であります。その後、大規模開発を目的にした土地については、計画年次が開発が義務づけられましたが、あの土地についてはその法律改正の1年前に購入した土地のために、バブル崩壊で放置された農地であります。

ご存じのように、あの土地は加茂湖と落差がなく、排水が悪い土地でございまして、これを名鉄が放置したため、周辺農地の黄化萎縮病が発生した。稲の伝染病だそうでございます。このとき農林省で直談判をし、名鉄と農林省の金で基盤整備をさせたのも私の若いときのことでございます。当時の金で名鉄が負担した金が300万円でございますから、時代を感じさせるものがあります。この時期に佐渡汽船のカーフェリーは動く国道だと、運輸省と国土交通省に私が談判したのが、やはりこのころでございます。どういうふうに私が主張したかということ、あのカーフェリーの車両甲板、車を乗せるところです。あれは国道だろう、つまり国道と国道を結ぶ、ご承知のように国道というのは行きどまりの道をつくってはならない、だから北海道へ行くと階段のついた国道があるわけです。これは、そういうことです。だから、あれについては国が金を出せ。国土省も運輸省もよろしいと言ったのですが、大蔵省がなかなか言うことを聞かぬということで、かなり長い間佐渡の市町村長は離島振興予算の要求のときにはいつもその項目があった。そのころの私は、紅顔豊かな青年政治家で、以来両津病院特養歌代の里のドッキング建設、特養歌代の里を議会を率いて県庁で直談判、佐渡病院に建てることになっておった老健施設をすこやか両津の名前で両津に建設したというのも私の記憶の政策の一つであります。

今は日本一と胸を張るメルティングセンター佐渡のスラグのJ I Sマークを前に経済産業省との話し合い、そして新生佐渡市の命運を決すると思われる地域再生法事業に佐渡市を売り込むための内閣官房の地域再生推進室、構造改革特区推進室の中樞の御園副室長を訪ねたのがこの5月の31日であります。地域再

生法を佐渡市に当てはめ、佐渡市における地域再生計画構想私案を皆さんのところにお示しをしておるところでございます。これから高野市長と時間いっぱいをかけまして、論戦を展開してまいりたいと思います。したがって、きょうの質問は機構、行財政改革の目的と今日の課題、これ1点に絞っての質問でございます。

私は、さきに助役2人制を提案、・野市長の手で実現を見たところでございますけれども、助役の月給は67万2,000円、間違いかどうかわかりませんが、正確だと、2人で134万4,000円であります。課長職の最高額が45万円ちょっとでございますから、それなりの給与を保障しているわけでございます。きょうは、別名管理課長と言われる助役チームに報酬にふさわしい役割を担っていただいて、新生佐渡の初代助役として激動期の役割を担ってもらいたいと思っておるところでございます。

最近費用対効果という言葉が行政用語になっておりますけれども、私が助役2人制を唱えたのもこの費用対効果を念頭に置いたものでございます。ちなみに申し上げれば、きょうの私の質問に私は7万円の費用をかけておりますので、私も費用対効果の立場から、もとのとれる質問をやりまして市民に貢献をしたと、こう思っておるところでございます。

最初の質問は、資料1で示しておる両津地区北河内の加茂幹線9号線の置き石事件でございます。この事件の解決を求める相談を私が受けたのは、4月の20日ごろでございます。何人かの地元の議員に骨折ってもらったが、だめだったので、万策尽きてだめだと思うけれども、おまえのところに来たと、全く失礼千万な話で私のところへ参りました。調査をしてみると、この置き石のため、最近軽自動車横転しまして大破をしたという事件があったということでございます。その事実と責任について、5月2日、東警察署の池田交通課長に詰問をいたしました。警察はこれを何と心得るのだと、こう言ったところ、市と地権者との問題解決が先だという、5月6日、署長に会ったが同じ見解である。これを聞いて、世間では気は優しくて力持ち、仏の加賀と異名をとっておるのです。その私が遂に堪忍袋の緒を切ったのが、この資料1の下にある内容証明陳情書であります。きょうのテレビ見ておるだろうと思いますが、こんな警察を許していたら市民生活の安全が保たれない、この怒りの郵便が警察に配達されたのが5月8日でございますが、日曜日ですが、相当のショックを受けたのでしょう。翌9日月曜日に、遂に警察は市の職員と行動を起こしたわけであります。7年以上に及んだ集落の悩みが一気に解決したが、住民はこんなことで解決するのに行政は何をしておったのだ、行政に対する不信と不満は新たに起こっておるわけであります。私に対する答弁を通じて、市民に事情説明を願いたい。今の問題は、きょうのテーマの「行」の方なのです。行政改革しっかりやりなさいということを言うておるのです。

次に、「財」の問題に移ります。事業の合理的な見直しで、年間約2億円の経費の削減ができるという指摘であります。南部クリーンセンターのごみ焼却業務を休止することで1億6,000万円、南部最終処分場の有効利用で約1,000万円、国民健康保険の暫定賦課通知の廃止で約300万と言っているけれども、実際は600万ぐらいだと思うのです。それから、両津地区へのへき地バスの見直しで2,000万円、合計1億9,300万円、こういうことになるわけです。さらに、メルティングセンター佐渡のスラグが、JISマークを契機にトン500円のスラグが2,000円くらいになります。これは、後で紹介しますが、私が持ち込んだスラグの溶出試験データを内閣官房が見て、これはすばらしい、早速長野県須坂の市長に、「おめさんところ困っておるようだが、佐渡へ視察に行ったらどうだ」、こう勧めた。この件で、・野市長は須坂市にメルティ

ングセンターの資料を送られたはずです。さらに、視察が急増する兆候になっております。昨日は、いよいよ栃木県の商工会が数十名を引き連れて来るのだが、その前の調査をしたいというて5名が21日来るということで、昨日観光商工課の職員からホテルを手配してもらったところであります。佐渡が開発したメルティングセンター佐渡の溶融計画の知的財産はメーカーのものではないから、佐渡市が財産として考えてよいのではないかという示唆は、行政財産の今日的意味として興味深いものであり、後ほど資料で触れることにいたします。いずれにせよ南部の焼却業務の休止で、年間1億数千万円の経費削減ができるという提案にだれも異論はないだろうと思うが、市長はどうお考えですか。

次に、通告表の(3)、合併後遺症対策と機構改革の成果の徹底について質問します。佐渡市の最大の機構改革は、助役2人制であります。冒頭申し上げたとおり、2人の助役チームには管理課長チームとしてまことに時宜を得た仕事がある、それが地域再生法に基づく地域再生事業の計画立案と実行である。この事業は、まさに地方の知恵を結集して県を飛び越えて国の交付金を分捕り、分捕るところが大事なのです。佐渡市の官民が佐渡の知恵と財産を結集して本来の農林水産、土木建設、商工、観光、福祉、医療、環境のすべての事業分野の縄張りを取っ払って地域再生の青写真をつくって、国の省庁を飛び越えて国の本丸、内閣官房にこの事業を認めよと直訴事業ができるというのが地域再生法事業であります。そして、この事業では、地元はもちろん、NTTとか電力会社も出資ができるという地方の知恵が勝負を決める大変おもしろい事業であるが、彼らが出資したくなるような知恵が出せるかどうか、県の振興局の指導を受けてしか仕事をしたことのない市の職員には、一人では手がつかぬという難題かもしれぬが、加賀資料ナンバー2を見てほしい。内閣官房の中枢に乗り込んで、これが初対面の写真であるが、もう長いことおつき合いをした者の歓談風景と見えるでしょう。必要とあらば、いつでも力をかしてあげます。地方自治法第112条には、議員にも長と同様に佐渡市をよくする意思決定権があると規定しております。市長はどうされるか、お聞きをいたします。

市長は、組織機構改革で特区担当部署をつくりましたが、5月31日御園さんに会った折に、御園さんから佐渡は何か特区をやっておりますかと聞かれた。恥ずかしい顔をしながら、何かどぶろく特区でもやろうかと言っておるとお答えしたところ、笑われました。あれは特区ではない。これは、何を意味するかといえば、内閣官房がうなるような知恵を出しなさいよと笑いの中で語っておるわけであります。私は、赤面をいたしました。真っ赤になったということです。あれから10日ほどたって、このやろうと思いましたから、このやろうというのはちょっと失敬千万だが、地域再生法事業とはこんなものだと一般質問用に私が書いたものが、加賀資料ナンバー3の地域再生計画構想図であります。もう一枚書こうと思ったけれども、お金がかかるのでやめておきました。この資料で大体概要わかると思うのですが、佐渡汽船の運賃がどうのと、観光がどうのと論戦が展開されておるが、佐渡市の経済を立ち直せば解決することです。その根幹をかけて勝負をしてみないかと、きょうは論戦を展開しておるわけですが、私の質問でこの構想図に基づいて、2回目以降具体的に質問をしてまいりますけれども、ドンデン山ロープウエーだっでできるのです。これで大佐渡山脈縦走観光客は、この議場における人の話なのですが、それができれば年間10万人は見込めると、こう言う人もおるのです。ヤマカンで言うておるのだらうと思いますが。

もう一つは、エタノール用の稲づくりで減反なし、先般私は、あのちょっと事件を起こしている農協の組合長と会いまして、農業は活性化するよと、減反要らぬよと、こんな話をしてまいりましたが、佐渡市

が出資する特養ホーム、老健施設は国の補助金ではない、交付金ですぐに200床建設が可能です。そして、合併後遺症で瀕死の状態に追い込まれている夷商店街のシャッター街に、炭化物高度利用製品でよみがえらせることができたらすばらしいことではないか。皆さんには、その物質をちらっと見せることにいたしますが、私はこれ大事なので、二、三万入っておるのですが、そのお札よりも大事にしておるのがこの品物でございます。幅2センチ、長さ5センチ、これだけのものを持ち出すために、私は大変苦勞した。先般この布は魔法の布で、市長室において実験をして見せたところでございます。テレビの映るところでは、これ以上は紹介することはできません。しかし、これの原料は佐渡に無尽蔵にあって処理に困っている廃棄物であります。ただし、これをつくり出すというのは、ちょっとこれは特許がかかって技術が要のですが、バイオマス日本総合戦略中核事業の中で注目されておる一つであります。それだけに、そのことを知っている者は数は少ないわけではありますが、ひそかに誘致運動に今しのぎを削っておるわけでもあります。名前は申し上げられませんが、最近できた市で中国のような名前の市がございます。ここから先は言わないことにしておりますが、とにかく佐渡再生のために市長を本部長とし、作業チームの長を助役とする地域再生戦略チームの編成を急ぐべきである。現在の特区離島振興室ではできる事業ではない。まず、市長にそのことを投げかけて、2回目以降さらに具体的な資料をお示しして論戦を締めくくりたい、こう思っております。

1回目終わります。ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、早速加賀議員からの質問にお答えさせていただきます。

法的に規制のある道路の不法占拠が行われた、この件につきましては今までの詳細過程のご説明が必要なので、建設課長の方から今までの経緯と処理の過程を説明させます。

それから、機構、行政改革の目的と今日的課題の中の、加賀さんが言われた主な方途の中で事業見直しで年間約2億円の経費節減ができるという中で、南部クリーンセンターの焼却業務休止と最終処分場の有効利用ということでご提案がございました。現在南佐渡クリーンセンターのごみ処理量から見ると、佐渡クリーンセンターで処理をするということは十分考えられる範囲の中の数字でございます。しかし、南佐渡クリーンセンターの焼却施設では併設されたし尿処理施設の残渣、汚泥の処理も行っているために、し尿処理施設の運転ともあわせて考える必要があるということが言えます。また、県によりますと休止した場合、休止期間は稼働年数にはみなされないために、仮に施設を取り壊しをすると補助金適化法により補助金の返還等の問題が生じてくるというおそれがあるわけございまして、特に南部の施設はできて5年しかたっておりませんので、この問題が一つあります。また、南佐渡クリーンセンターのごみ焼却施設の休止について、これらのことを考えながら進めていく必要があるのではないかと。

また、メルティングセンター佐渡のスケールを南佐渡クリーンセンターの最終処分場云々ということがありますが、これは法的な問題や環境への影響について問題はないと思われそうですが、具体的に実施する場合には、まず地元の了解も必要だというふうに思います。

それから、メルティングセンター佐渡のJ I Sマークの経済効果、メルティングセンター佐渡の溶融スラグについては、本年度は市の下水道事業の資材として売却して活用する予定でございますが、一般廃棄物などから製造された溶融スラグのJ I S基準が今回制定されるというふうに聞いておるところであります。本市のスラグの品質は非常にいいとは聞いております。そのために、溶融スラグの品質宣伝、あるいはそれを研修目的に来られる人たち、これも結構多いという現状もありますので、この問題につきまして、は総合的に考えて利用できるものは大いに利用するという姿勢は非常にいい姿勢ではないかというふうに考えております。

それから、国民健康保険の暫定賦課通知の問題でございますが、国民健康保険税の暫定賦課を行う理由として、年度当初に市民税の総所得金額等が確定しないために、その年度分の国民健康保険税を確定することはできないわけございまして、療養費等の現金支給が4月から、また療養給付費の支払いについては5月から行われるために、その財源を捻出する方法として設けられたというややこしい話なのですが、要するに本年度の収入がまだありませんので、その財源を平均的に捻出するために昨年の計算で平らにいただくための手続をやっているということなのでございまして、これは暫定賦課通知をしないということによってその手続費用が大幅に安くなる、そのとおりでございますが、そのかわりに一時的に何らかの方途で財源を調達しておかなければならない。これも現在そんなに難しくありません。ただ金利とのバランスで採算に乗るかどうかなんかということ、これ課長の方から説明させます。

それから、合併後遺症対策と機構改革の成果徹底、加賀さんがおっしゃられたように昨年の法令改正もありまして、助役2人制になりました。非常に今のところスタート、スムーズに動き始めているということございまして、皆さんのご協力に感謝しておるところでございますが、地域再生法に関しましては、この意義は地域の知恵と工夫の競争のサポート及び促進または国から地方への観点からの成果主義的な政策への転換等々地域再生を目指した意義が非常に問われているところでありまして、現在は特区離島振興室が中心になって取り組んでいるところではありますが、この成果、今の内容等を課長に説明させます。

ただ加賀さんが言われたように、佐渡の離島としての立場から、これを再生させるというのは非常に大きな事業でございまして、1人や2人や3人ぐらいでなかなかできる作業ではありません。今回の機構改革でもスタッフの数、これはなかなか支所で設置するような組織でありませんので、本庁でそれだけの組織を維持できるかどうか、あるいはそれを構築できるかということでは昨年来からの機構改革の動きと連動して考えなければいかぬわけでございますが、そこまではいけませんでした。そういう意味で、職員のある人、あるいは柔軟な企画力のある人の集中化もこれから必要になってくるというふうに考えております。

それから、両津の商店街の活性化も含めて大きな提案がありました。バイオマス戦略をベースとした付加価値の高い循環型市場の形成、我々佐渡市も何とか太陽から与えられるエネルギーを持続可能なエネルギー、供給源として、あるいは自然の景観、あるいは自然環境を維持するような形で経済の振興ができないかということを考えているわけですが、その中の一つのご提案だというふうに受けとめております。それぞれに拝見しますと非常になかなかおもしろい企画といえますか、提案であるということもありますし、なかなか現実では難しいなと思われるところもございまして。ただ技術の進歩が著しいということもありますし、また我々の知識がそこまでいっていないということもあります。これらにつきましては、環境

課を中心にして企画情報課がこの資料をいただいて検討させていただくと、現在NEDOの新エネルギーの利用についての調査に入っておりますので、それも一緒になって組み込まないと非常にスケールの大きい話でございます。それぞれにまだ未知の技術あるいは知識の関与のするところもあると思いますので、特にこれはドンデンのロープウエーを火力発電のエネルギーで供給しようということでございます。理論上はできてもなかなか経済実態と合わないということもあるというふうに思います。これは、検討させていただくことにして、あるいはこれからの議論の中で加賀さんのお話を伺うということにさせていただきたいというふうに思います。

あらかじめお知らせいただいたのは、すべてこのスケールの大きな中に入ってくると思いますので、私の答弁はここにさせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） 道路の不法占拠に伴います障害物の撤去までに至る経過につきまして、お答えをさせていただきます。

ご指摘の加茂幹線9号線は、昭和47年から昭和57年にかけて断続的に改良舗装された道路であります。不法占拠された区間につきましては、昭和47年ごろ改良されたものでありまして、用地、物件補償につきましては集落で確保し、その改良工事につきましては旧両津市で実施したものでございます。提供を受けた用地につきましては、所有権移転登記をすべく進めてまいりましたが、約250メートル区間につきましては未登記のまま残ってしまいました。平成10年4月、未登記部分の地権者1名が市及び集落の対応につきまして不満を持ち、道路に石を置き、通行の邪魔をするようになり、年々エスカレートしてきた状況でございます。市と集落では、話し合いで解決すべく直接あるいは第三者に仲介の労をとっていただきながら、何回も話し合いを持ってきましたが、解消することができませんでした。議員もご承知のとおり、道路法第4条では道路を構成する敷地等は私権を行使することはできないということになっております。そこで、行政上の対抗策として、道路法第71条、これは道路監督者の監督処分ということですが、それに基づきまして道路を原状に回復することを命じ、相手が従わない場合には最終的には行政代執行法による処理をしたいということで、検討をしてまいりましたが、このたび議員や佐渡東警察署始め多くの方のご助言、ご協力をいただきまして、市としての道路管理者としての決意を口頭及び文書で示すことによって、相手の理解を得ることができまして、5月9日、ようやく占拠物件を撤去することができました。この間、市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。しかし、所有権移転の登記処理がまだ残っております。今後解決に向け、さらに交渉してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、暫定賦課の処理に240万、労務費がかかって約300万、いいところお見通しだと思うのですが、我々も暫定賦課なんかやるより本賦課を一発やればいい、それは基本的にはそう思います。ただし、先ほど市長も言いましたように、税を徴収しないと逆に費用が払えないという状況がございます。それで、ざっと試算しますと4月から8月までの間に国から交付金があるわけですが、これが8億6,900万、それから4月から8月までに支払う金額が市から保険給付費ですとか老人医療拠出金、そうい

うものを払わなければならぬわけですが、これが19億1,500万、これは去年の場合の例なのですが、そうしますと差し引き10億4,600万、10億余りがお金を調達しなければならぬ、こういうことになるわけで、仮に一借をして、それに対応しようとする四、五百万の金利がかかる。こんな状況でございますので、これがさっきも何で遅く確定するのかということになりますと、税務署から住民税に関する通知が来まして、所得割を向こうからデータとしてもらうわけですね。その最終的な入手があって確定をするのが7月になるものですから、そういう暫定的に去年の税額を期数で割ったもので2期分をいただくと、こういう仕掛けになっております。既にほかの市ではそれやっているところもございます。それで、財政、そういう部分もございますし、あるいは税務署さんからのデータそのものがもっと早く入手できるのかどうか、こちら辺を検討しまして、できることならという思いではございますので、検討させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたしますというか、お答えというか、いろいろと教えていただきたい部分がたくさんあるわけでございますが、地域再生、大変大きな仕事でございますし、幅の広い、また奥の深い仕事だということを理解しています。これは、先ほどの加賀議員の発言内容のとおり、大変我々も力を入れていかなければいけない仕事だと考えております。

まず、地域再生につきましては、これは加賀議員ご承知のとおり平成15年の10月に地域再生本部から発足してできた仕事だということを理解しております。内容的につきましては、地域における主体的かつ計画的な取り組みに対して政府が支援し、地域経済の活性化、それから地域の雇用の創造を推進するものだということを聞いております。主な支援措置としましては、今全国の方で見ますと150件近い支援措置があるのですが、まずこの中には地域限定措置あるいは全国措置というような二つに分かれているように聞いております。

一つは、地域の限定措置につきましては、地域主導による資源の有効活用、それから地域の視点に立った雇用対策の促進ということを聞いておりますし、全国では今認定されたものが200件以上ということになっておりますし、新潟県でも新潟市、新井市を始め4件ぐらいが認定されたということを聞いております。これについては、大変大きな仕事でございますので、我々もことし新エネルギービジョンというようなものを策定したい、計画したいということで、今度の補正にもお願いしておるわけですが、ぜひこの中で取り組んでいきたい。中でもバイオマスについては、ぜひ俗に言うおもしろいというか、やりがいのある仕事でございますので、ぜひそういった方向に進んでいきたいなという考え方でありまして、まだ始まったばかりでございますので、職員の中でも今検討しておる最中でございますし、県を始め上級機関あるいはNEDO等々からも意見を聞いて計画を立てたいなという予定でおりますので、よろしくまたご指導の方お願いいたします。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 消防長に聞きます。

この置き石事件で、消防署はどういう対応をいたしましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 加藤消防長。

○消防長（加藤侑作君） お答えする前に、お礼を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

それで、平成10年の段階でございますけれども、最初石も数が少なかったというような話を聞いておりまして、災害出場時には移動して対応するという、最初はそういう段階でございました。その後、障害物の数もふえましたし、また車両等も置かれるというようなことで、消防車は普通車両でございますけれども、通行が不可能というようなことで、加茂幹線9号と並行しております農道を利用させて障害物にかかわる、表現悪いですが、奥にある11世帯、その世帯をカバーするということでやらせてもらいました。大変ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 今示しただいだい色のところがその地権者の敷地なのです。それから、黄色い線にくくったところが、これのために影響を受けた地域であります。それから、今消防長が答弁した農道を通って行ったというのがその水色のところ、救急車が入らないためにどういう措置をしましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 加藤消防長。

○消防長（加藤侑作君） お答えをいたします。

この期間、幸いにして火災事象、救急事象もなかったというふうに聞いています。そのうち1件、救急については当事者の都合で、今の障害物のある場所よりも下がった状態まで出ていただいたというような話を伺っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市長、よく聞いておいてください。茶色で塗った三角形の大部分、ここに住んでおる諸君が救急車を呼んだときは、両津消防は軽自動車救急車まで人間を中継しておる。荷物ではないのだ。あなた、こういう報告聞いていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 〃野市長。

○市長（〃野宏一郎君） きょう初めてです。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 消防長はどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 加藤消防長。

○消防長（加藤侑作君） 恥ずかしいですが、聞いてございませんでした。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 行政がこういうことがわからぬというのは、行政改革が足らぬということです。市長、そう思いますか、どうです。

○議長（浜口鶴蔵君） 〃野市長。

○市長（〃野宏一郎君） 改革、改革でないというよりも、その情報が上がってこないわけですから仕組み自体の風通しの悪さだというふうに思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） その風通しの悪いということが、あなたのところ、あるいは消防長に情報が入ってこないということは、これに対しての対策がトップの判断として立てられないということではないですか。両方教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君）　・野市長。

○市長（・野宏一郎君）　ここで質問するのはあれですが、初めて聞いたものですから、その事件というのはいつごろの問題であったのか、それからもう一つは、当然そういう情報が入ってこないというのは組織が機能していないというわけですから、当然そういう問題についての責任はあるということです。

○議長（浜口鶴蔵君）　加藤消防長。

○消防長（加藤侑作君）　私もそういう事象がわからなかったことについては、恥ずかしく思っております。

○議長（浜口鶴蔵君）　加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君）　知らなかったことは、もうしょうがないです。ただこんな問題が随所にあるのではないだろうかと、道路の問題だけではなくて、当然市長や担当の最高事務責任者が知らなければならないことが、パイプが詰まっておるといとか、パイプ流さないといとか、そういうことのためにおかしいことになっておるのではないかというふうに思いますので、これ以上追及はしませんが、反省をして今後こういうことのないようにしてもらいたい。

それから、建設課長、これは警察を私がハッパかけて動かしたわけですけども、その前に私があなたのところへ行って言うたことがあります、どういうこと言いましたか。

○議長（浜口鶴蔵君）　佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君）　私のところへ警察に行く前に来てということですが、今ちょっとどういうことを言ったか覚えておりませんが、ただ法的な手段があるのではないかというようなことは言ったように思います。

○議長（浜口鶴蔵君）　加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君）　総務課長、あなたに人的資源をどんと投入してこうやってやりなさいと私が言うたけれども、そのことは建設課長に言うたのですか、どういうこと言いましたか。

○議長（浜口鶴蔵君）　齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君）　お答えをいたします。

この件については、加賀議員の方からお話があったのは、たしか4月の下旬だったかというふうに思っています。そのときに加賀議員の方から、こういう事象があるがどういふふうな対処をすればいいのだ、おれはここに臨時職員を張りつけて現場を見張らせてやったらどうかというような提案をいただいたわけですが、私もその事象、大変申しわけありませんが、それまでわからなかったものですから、建設課長にはそういうことがあってそういうお話ありましたということは話を伝えた記憶あります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君）　加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君）　私は、こう言うた。正規職員でも臨時職員でもいいから、あそこへ1日3人ずつ配置して地権者が石並べたら、その後ろから石を撤去して歩けと、1週間もやれば勝負はつくだろう、さっさとやれと、こういうことを言って、建設課長にもそんなことを言っていた。しかし、これを解決したのはそうではない。先ほど私が申し上げましたように、本来道路交通法を守らなければならない警察官がこのように、交通課長、おれに、ここに先般のとき軽自動車がこの石をよけるために転覆して、そして自動車は大破した、おまえ何言うておるのだと、それを警察はどう処理したのだと言うたら、本人から事故の

申告がありませんので、事故なしということにしましたと、何を言うとかと、それは道路管理者として市に賠償責任もあるのだし、警察官はその道路を管理する道路交通法上の責任があるだろう、そうやって一喝をしてやったのですが、最終的には内容証明陳情をぶつけたのですが、これはどういう意味を持っておるというふうに建設課長見ましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） 今ほどの件でございますけれども、道路法並びに道路交通法による法的にいわゆる規制しなければならないという、いわゆる法的に伴う手段があるのではないかとということで、加賀議員の方が我々市の方にも参りましたし、また警察署にもそのように法に基づき処理してほしいという意味合いだと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、そうではないのです。警察署長は、あの仏の加賀というおとなしい人間がいよいよ堪忍袋の緒を切らして警察署を相手取って争う気構えを見せてきたのと、これを放置しておいてこれを、この文書が県警へ届けられたときには東警察署長は県警から責任問われるということになるので。だからこそ急転直下、解決した。市長、よく聞いておいてください。市の職員がやれるのです、こんなことは。そういうこともきちっとやれる力と能力を備えた職員を配置してこそ、あるいは職員教育をしてこそ、それが行政改革であり、改革などというのは行政のあるべき姿だと、こうと思いますが、市長どう思いますか。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 加賀さんが言われるとおり、本来やるべき仕事が出来なかったということなので、私もこの事件については、特にさっきちょっとお伺いしたのですが、軽自動車で搬送したというケースはいつごろだったのかよくわかりませんが、新市の前ですか、それとも……

〔「なってから」と呼ぶ者あり〕

○市長（・野宏一郎君） それであれば、当然そういう情報は来なければいかぬわけなので、組織の風通しが悪いというか、今言ったように本来やるべき仕事が出来ていないということです。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、建設課長にもう一つ聞きます。通告表には、類似のケースは幾つあるか、いろいろあるのですけれども、ここに私は昭和22年というと、まだこの議場には生まれていない議員もおるのですが、夷大火というのがあった。そして、昭和28年に両津都市計画復興土地区画整理事業というのを完成させました。そして、これに基づいて昭和31年に登記が行われておりますが、その後訴訟等が行われてまいりましたが、いまだに市の公有地が建物によって占拠されているという事件知っていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

当該地区につきましては、昭和22年の4月の夷大火を契機に実施された両津市都市計画復興土地区画整理事業におきまして区画整理が行われた地区であります。その際、隣接者が境界を越えて増改築を行ったことを端に起きた問題でありまして、そのことにより市道及び市で確保した通路が現在もなお不法に占拠されておるということでございます。この問題は、当事者が区画整理で換地された土地を確保するために、

結果的に2回の裁判を起こしております。まだ市と解決をしなければならない問題も多く残っております。そして、平成8年に問題解決に向けて協議をしましたが、物別れとなっております。その後交渉が中断をいたしております。大変難しい問題でありまして、不法占拠等の撤去につきましては、今後とも申し入れをしていきますが、解決にとって市と当事者がどこまで譲歩ができるかというようなことにかかっておりまして、今後問題を整理して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） のろまなことを言うておると、みんな死んでしまう、この事件のときに知っておる人は。そして、生きている連中はその後生まれておるから全然わからない。これしょうがないから、資料上げます。この色塗りしておところが占拠されておるところです。人の名前が入っておるから、私は名前は言わない。しかし、こんなものを引きずっているということは、先ほどの事件と同じことだ。そういう意味で、これ以上は言わない。ほかの質問やらなければいけないから、時間の関係があるからやめておくが、強力にまず話し合う。つまり市の土地をこの人たちに分け与えたら、買収させたら解決するのか、はたまた法的措置をとらなければならぬのか、真剣にことは話し合っ解決するという姿勢で私は臨んでほしいと思いますが、市長並びに担当課長の決意のほど聞きたい。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 合併してから今までも長くそういう未解決の問題が残っているところはあるのではないかというふうに思います。今までは、どうしても顔見知りであったり、前へ進まなかったということもいっぱいあると思うのですが、一つになってしまえば、佐渡一島の大義のもとに解決へ図る道が十分開けるわけですから、この問題については積極的に解決の方途を探るということにするつもりです。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） この問題を締めくくるために、ちょっと議会事務局長に聞きたいのですが、4月の28日に私を探して市の建設課が私に連絡をとってほしいということを議会事務局に言うてきた。その電話を受けて、私は支所の建設課の補佐にお会いをいたしました。あの例の北河内の道のことで地権者のところへ行ってくれと、そのとき私が言ったのは、おまえたちの水先案内、先導するのはおれの仕事ではないよと、おまえたちが本当に解決する意思があるなら、そのために同行願いたいというなら行ってやると言うて、私は同行した。それがこの資料1の池田道交課長を連れて行って談判をしたというところへつながるのだが、そういうことが議会事務局ありましたか。

○議長（浜口鶴蔵君） 本来ですと、事務局の答弁というのはないわけではありますが、局長から経過について説明申し上げます。

佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木 均君） お答え申し上げます。

私は、日の特定はちょっとできません。経過の中では恐らく4月、流れの中では4月末かと思えますけれども、両津支所の建設課の方から至急加賀氏とコンタクトをとりたいので、居場所といいますか、そういう手段を何とか講じてもらいたいという電話を受けております。それで、それに対応した記憶はございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、次にいよいよ特区に入ります。ちょっと皆さん、南部の焼却場休止すれば2億円の金が浮くという、いいですか、担当課長、これは市長に聞いてもだめですから、ここに書いてある佐渡クリーンセンターの焼却の部分。これは、1億8,823万2,000円、人件費で2,958万3,000円ありますけれども、別面ごみの収集業務に3,500万のお金がかかっておりますので、したがって人件費はこれは6人そっくり要らぬようになるのですから、とめれば。だから、これは運営費の中に私は入ると見て、それにあの最終処分場を……もう最終処分場はごみ行かなくなるのですから、あれを私はスケール等の搬入先にすれば、投棄場にすれば優に1億6,000万ぐらいのお金が節減できる、こうと思いますが、課長はどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今加賀議員のご指摘で、南佐渡クリーンセンターのごみ焼却炉、この稼働停止をするということとあわせて、南佐渡クリーンセンターに併設しております最終処分場、これの休止をするということによって、さらにその経費が節減できるのではないかとのご指摘ではございますが、まずもって先ほど市長の方からご説明しましたとおり、南佐渡クリーンセンターにはし尿処理施設も併設してございます。し尿処理施設で出てきました汚泥ですとか、要するに残渣類、これもすべて南佐渡クリーンセンターの方で焼却をし、そして最終処分場の方に埋め立てをしているという全体的な流れで構成しているものでございますので、ごみ焼却施設並びに最終処分場だけでは少し考えられないのではないのかなと、もう少し長期的に考えていく必要があるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 課長、下にし尿資料場の施設の表がありますが、9,380万5,000円、これはそうではないですか。そのうちの人件費3人分1,652万2,000円、私が先ほど申し上げましたごみ焼却場の休止とは関係ない、今あなたがいろいろ理由を並べたけれども、その理由は下の表にあるのではないのですか。いささかも傷はついていませんよ。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） 申しわけございません。南佐渡し尿処理センターの運営費9,380万、このうちの人件費1,650万という数字がでございます。南佐渡し尿処理センターを休止をすれば……し尿処理センターで出てまいりますし尿を処理した後の汚泥並びにし尿を処理した後の残渣、これらを今南佐渡クリーンセンターの焼却施設の方で処理をしているわけでございます。ですので、南佐渡クリーンセンターを閉鎖するということになりますと、そのし尿自体をどこかで処理しなければならぬということになってまいりまして、そういたしますと南佐渡クリーンセンターのごみ焼却につきましても、まだ休止をするということは難しいのではないかと、休止するということはし尿処理施設もあわせて休止をするということにつながってくるのではないかとということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、あなたに聞きますが、ほかのし尿場の汚泥はどうしていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

島内には現在し尿処理施設につきましては、南佐渡し尿処理センターのほかに国仲の清掃センターございますけれども、ここで出ました汚泥につきましては最終的に乾燥処理までしまして、農地還元処理というような対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ということは、南部の汚泥も、よその汚泥もできるということでしょう。そうすれば、南部の焼却場でやっている汚泥は両津でも佐和田でも焼けます。そうすることによって、合理的にこれを休止することによって、先ほどの私の計算でいくと約2億近いお金が浮くわけですが、財政課長、それで人件費で換算すると何人分ですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

1億6,000万程度の経費節減という話ですと、今人件費が平均750万で計算すると大体二十数名だと思いますが。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 環境課長教えてやってください。南部のクリーンセンターの人件費6人分で2,958万3,000円になっていますが、これは単価幾らですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今議員からご提供いただきましたこの資料で南佐渡クリーンセンターの人件費、これは6人分でございます。まして、技能職6人分2,958万3,000円になってございますので、粗く見まして1人当たり500万というような数字になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 財政課長、水増し計算やってはいかんよ。総務課長、環境課長が置いといた、あなた2,900万、約3,000万だ。3,000万を6人で割ってみなさい、幾らになるか。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

今の計算ですと1人当たり500万ということになります。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 総務課長、そうだとすると、1億6,000万でまけてやるけれども、1億6,000万で今500万で割ると何人になりますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 齋藤総務課長。

○総務課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

32名になりました。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） このたび4月の本庁の臨時職員をかなり異動させたのだから、解雇したという。全然数字に異動はないのです、実態数字には。市長、わかりますか。だから、三十数人の人間の首を切るということは、生なことではない。それがたった南部の焼却場を休止させるだけで三十数名の給料に匹敵するものが浮くとなったら、財政改革上、それはやらねばないかと私は思うが、どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 先ほど申し上げたように、それだけで本当にその数字だけがすべてであればいいのですが、今言ったように適化法の問題で補助金の返済の問題とかバランスとってやらないと、それはそれだけでオーケーというふうにはいかないと思います。ただやはり中長期的に見れば、当然やらなければいかぬ、そういう意味で当然対象になる施設であるとは思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） メンツをかけてあなたたちは答弁しておると思うのだ。それから、環境課長、もっとしっかりシビアに見ていってください。そうでないと、私の計算だと佐渡メルティングセンターのスケールというのを、あれ山元還元でもって九州の方へ送るとなっているのでしょうか。あれだって少し知恵を絞れば南部の最終処分場で十分間に合うのです。南部の最終処分場というのは飛灰を処理しておるのです。スケールなんていうのは、飛灰よりももっと重金属等の含有率は少ないのです。そんなことも考えられないで、四十数万の月給は払えませんか。費用対効果でこれからはやらしてもらわなければならない。市長、よく聞いてください。あなたよく費用対効果ということ言うけれども、費用対効果というのはそういうことをいうのです。これから答弁する人は、私の給料は月額幾らですと言うてから答弁してもらいます。大体わかっておるのだけれども、そう加賀の言うことに全部そうですと言うのは悔しいということが読み取れるから、しかし水は高いところから低いに流れるという、この論理からいけば落ちつくところへ落ちつくから速やかに検討するように申し上げて、この項を終わりますが。

次に、ちょっと時間がなくなっておるが、バイオマスいきます。それでは、ちょっと助役に聞きますが、市長でもいいけれども、市長でもいいと言っては失礼だな、地域再生法というのは時限立法ですか、そうではないですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 親松助役。

〔「私の報酬は67万2,000円ですと言うてからやりなさい」と呼ぶ者あり〕

○助役（親松東一君） お答えいたします。

私の給料は、今加賀議員がおっしゃったとおりの額です。それから、地域再生法は時限立法だというふうにとらえています。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） しっかり勉強しておきなさい、通告しておるのに。これは、7年間の時限立法なのです。もたもたしている時間はない、そろそろ研究してなんていうこと言うている余裕はない。だから、国は地方の知恵の出どころだと、こう言っているのです。知恵のあるやつからどんどん採用していきますよと、2カ月置きに発表しますと言うておるのです。今まで国は、ことしやると来年、再来年ごろにな

るとようやくオーケーが出るという、こういうことなのです。ところが、地域再生法だけは2カ月に1回発表するというのです。よし、おまえのところの計画でよし。ずうずうしいのはこういうのがあるのです。とりあえず受け付けてくれと、おまえのところはちょっとできが悪いと、とりあえず受け付けてくれ、後で訂正しますと、こう言うのです。世の中このぐらいの速度で動いておる。それでは聞くと、地域再生法が今までの行政との違いはどこですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 親松助役。

○助役（親松東一君） お答えします。

地域再生法は、今までの法令と違うというのは三つの大きな柱がありまして、一つは省庁横断的な一括予算計上というようなことで、例えば従来ですと公共下水道は国土交通省、それから集落環境は農林水産省、浄化槽は環境省というような、そういういわゆる縦割りの事業申請でしたが、それを一括して申請するというようなこと、それからもう一つは、従来ですと補助金適化法というようなものがありまして、補助金を返すにはかなりの面倒な手続と、それから財源が必要だということですが、この法律に準ずる、いわゆる地域の再生に該当するような公共施設の転換、再利用につきましては、場合によっては起債の償還を免除するというようなこと、それからもう一つは、税制の優遇措置ということです。民間の企業あるいは制度ですと、もうかるところには金をやるが、もうからないところには金をやらないというのが従来の考え方ですが、いわゆる地域再生は必ずしももうかる事業とは限らないというようなこともありまして、この際地域再生というようなことであれば、税制上の優遇措置をしましょうという三つの大きな柱があるというのが従来の法律と違うというような認識でおります。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 助役の言うておるのは、大筋において間違いはない。しかし、言うておることはやっぱり役人のせりふだ。わかりやすく言うと、こういうことだ。行政中央は知恵出しなさいと、それから大企業の小会社でないものがこの事業をやる組織に加わってこいと、市民一人ひとり皆さんがそれに投資をしてその事業をやるときには税金は免除しますよと、こういうことなのだ、わかりやすく言うと。だから、私が冒頭申し上げたように、まさに官民が力を合わせてこの佐渡をどうするかと、こここのところをしっかりとやって来いと、こう言うておるのが内閣官房なのだ。先般このことは重要だと思うから、先ほど紹介しました長野の須坂市の灰溶融の件で市長室から私が御園さんに「野市長をご紹介申し上げましたが、今後あなたは果敢にこの連中と連絡をとりながら、そして私が先ほど言いました助役をキャップとした強力なチームをつくって、まずやるということを今お考えですか、やってみようかなということをお考えですか、どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 今でも助役を中心にして、盛んに佐渡再生についてのプロジェクトを組んでおります。ただ一つにやっぱりまとめるというのも大事だろうというふうに、今考えておるわけでございまして、この加賀さんのご提案のやつが一つのきっかけでもありますけれども、このアイデアがいいかどうかわかりませんが、その行動自体は非常にいいのではないかと考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 各論にちょっと入っていきたいと思います。

市長、平成19年から水田農業に対する国の方針が変わるべく今検討しておりますが、どういうことを国は検討していますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木文昭君） お答えします。

現在のところ農家に対して政府から指示がありまして、私ども行政とＪＡ等が農家の方々に数量配分で稲作の作付を行っているわけですが、19年ないし20年には農家の方々の集荷団体、さらにはＪＡが中心になって売れる米づくりをするという、数量を自主的に決めていくと、当然協議は必要ですが、そういうことになります。つまりその中で、それぞれの農協や集荷団体がそれぞれの数量配分を必要量を農家にお願いするということであります。しかしながら、その大きな目的は価格の、米価の安定ということでもあります。そんなふうになる予定であります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） だれに教わったかということは、ちょっと今申し上げられないのです。そこで、市長、エタノール用特区、なぜ私が特区とこれにつけておるかといいますと、現在ソルガムというのはコウリヤンのことです。日本人のなじみで申し上げれば、キビのことです。ところが、これは転作作物に入っていないと思いますが、どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木文昭君） 私は、農政1年生ですので、詳しいことはわかりませんが、記憶の範囲では入っていないような記憶です。もし間違っておりましたら、後ほど訂正させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 今あなたに資料上げたのが、先ほど市長が言うた新潟市も地域再生に手を挙げたのではないかと、こう言っているのです。新潟市はこう言っているのです。減反やめて稲つくるといいます。その稲というのは、インデカ米という外国の米です。外国の米をつくって、それでエタノールをとろうと、二番せんじで悔しいけれども、私がこのところで特区とうたっておるのはここなのです。こういう特区を、知恵を出しなさいというのです。エタノール用特区で稲をつくって、それがあるとこう言っている。これは、私たちが知恵を出して、そしてその計画の中で減反やめる、米ほど収穫は上がらぬが、しかし減反で土地を荒らすよりはエタノール用の稲つくる、農協の組合長大賛成と言うておる。ぜひそういう方向へ持って行ってくれ、持っていけるものならいってくれと。このままいったら、農業が壊滅的な打撃を受ける、こう言っていました。もしそういうことができるとしたら私はすばらしいことではないかと思いますが、そういう知恵を出すのが特区だと私思うのです。どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 〃野市長。

○市長（〃野宏一郎君） 私もちっと忙しくて見ていなかったのです。確かに米をインデカ米であろうと、恐らく農林省は米だと言うでしょうと、それについては恐らく発酵法か何かでエタノール転換するのでしょうかけれども、それについては特区で外してくれというのはいいアイデアだと思います。採算に乗るかどうかということはわかりません。これは別にして、もう一つは本気で、基本的な構想がなければそれはできないわけです。つまりエタノールをそれではガソリンにまぜて車を走らせよう、あるいはエタノー

ルを精製する工場をつくろうという基本的な考え方がないとそれはできないわけなのですが、そこへいくまでの我々の研究の基礎というのがなかったということです。発想としては非常におもしろいというふうに思います。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） あなたに資料上げておるでしょう。その隣にブラジルから輸入と言っている。これは何のことはないです。エタノールです。ブラジルはサトウキビみたいなものをつくって、そしてエタノールをつくって日本に買えと言っているわけです。そして、これならば35%ガソリンにまぜてよろしいというわけです。現在日本の法律がありまして、日本ではエタノールは3%しか混入してならぬとなっております。そこで、私は内閣官房に対して特区でどうだと、特区で外してしまおうと、その3%というやつを。作付を外すということ。それと同時に3%、よそが30%やっておるときに日本がその10分の1の3割とは何事だということで、そしてこれはあの京都議定書から導かれる化石燃料によるところの環境破壊、これから守るということから発想されておるのですが、ブラジルから買うと言うておるのだ、政府は。ブラジルから買うということは、政府はエタノールで車を走らせるということであれば輸入したものどうしますか、私はそう思うが、市長はおれと同じ考えでしょう、そう思うでしょう。そういう疑問感じるでしょう。どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 非常に迫及厳しいのですが、まず転作面積の特区外しは非常に賛成だというふうに思いますが、もう一つ、なぜ日本が3%かということなのです。そうするとブラジルあたりは長い歴史をかけてエタノールの混入率を上げてきたわけです。そうすると何が問題かということ、やっぱりプラスチック類の腐食の問題が当初非常にあったというふうに聞いております。ですから、専用車であれば置くというのですが、日本とすると安全率を見込んで3%というふうに聞いております。ですから、これは今後問題でありまして、我々では佐渡島を、当初何で知っているかということ、同じように研究したわけです。新潟市はそれで踏み切られたエネルギーが十分あったし、そういう研究するスタッフもいたのでしょうか。ただ非常に大きなシステムになってくるので、ある程度メーカーのバックアップがなければならない。そのことのコンタクトがないと、これはなかなか実現しない話で、そういう意味では努力の価値がある。バイオマスのエネルギー開発については、必ずしもインデカ米ばかりとは限りません。ソルガムの話もございましたし、でも米であればインデカ米の場合は比較的熱帯というか、暖かいところのあれなので、同じ田んぼでそれではつくれるのかどうかということもあると思うのです。それにしても研究の価値は十分あるというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これが現在日本で、つまり環境に優しいエネルギーをつくると、つまりこれ地域再生です。地域再生法の一環としてバイオマスタウン構想、これはご承知のように日本がというよりも、政府がバイオマス日本総合戦略中核事業というのにバイオマスタウン構想というのを打ち上げた。そして、農林水産省が開発したものを持って今やっておる。この13地区が既に認められた。新潟県でも中条が認められておるのです。ここは、やっぱりしっかりかからなければいかぬということです。どうですか、市長

それを見て。

○議長（浜口鶴蔵君）　・野市長。

○市長（・野宏一郎君）　そのとおりだと思いますし、バイオマスの重要性十分わかっております。それで、今度の新エネのときもバイオマスがメインになるというふうに理解しております。

○議長（浜口鶴蔵君）　加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君）　市長は、環境基本条例をつくりましたが、その中で循環型ということはどういうふうにうたっておりますか。

○議長（浜口鶴蔵君）　大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君）　お答えいたします。

環境基本条例の中の循環型社会の構築ということについてでございますが、基本理念の中で環境への賦課の少ない循環を基調とする社会の構築といううたい方をしておりまして、環境の保全及び再生は環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として公平な役割の分担のもと、すべてのものの自主的かつ積極的な取り組みによって行われなければならないということを基本理念に入れてございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君）　加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君）　市長、市長が自らつくった環境基本条例というのは、まさに循環型社会をつくるということです。それに向けて本気になってやってください。

それから、観光商工課長、現在のドンデン山の誘客数はどういうふうな数字をしていますか。

○議長（浜口鶴蔵君）　市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川　求君）　お答えします。

ドンデン山の登山者の数ですけれども、6月の13日現在で7,190人です。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君）　加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君）　あなた7,000人でしょう。これがロープウエーができれば、これ調査した人がおるのですが、そうおっかないことない、丘陵地帯みたいな山、大佐渡の山だから、縦走観光客が10万来ると言うておるのです。だったら、それも研究してみてください。

それから、観光商工課長、両津のシャッター街は一体現在何軒ありますか。

○議長（浜口鶴蔵君）　市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川　求君）　お答えします。

空き店舗の数でありますけれども、平成16年で22店舗です。このことについては、長引く景気低迷の影響と、あと商店街の高齢化等であると思います。

○議長（浜口鶴蔵君）　加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君）　もうメルティングセンターもじゃんじゃん人間来ます。それから、ロープウエーをやれば10万人も人間が来るといなのです。それから、今課長が答弁したのは間違いです。私が……

○議長（浜口鶴蔵君）　加賀議員に申し上げます。

会議規則148条には、議場または委員会等の会議において、資料、新聞、文書等の印刷物を配付するときには議長並びに委員長の許可を得ることになっておりますので、今後十分注意するようお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 行政改革でやっておるのですが、あなた議場におるのだから、私のこれはただ配っておるのではないのです。私が説明するのに資料が違うよというから言っておる。どうですか。あなたの数字と違うでしょう。これは、名誉のために言っておきますが、元の両津の市会議員、小池莊一郎君が一軒一軒歩いて調べてきた数字、40軒ある。そうすると、シャッター、空き店舗率は31.7%、まさに深刻です。もしこれが地域再生法で救うことができる、何かをつかめるとしたら、それは市民のために汗かくべきではないか我々は、と思うが、どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えします。

貴重な資料ありがとうございました。今言われたように頑張りますので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 最後に、市民課長、あなたが暫定賦課で出しておるあの通知というのは、本算定で出した数字の総額の平均値ではないですか、各期別の。こんなものをやっておったらばかばかしくて、前にもらった本算定と同じ数字を何で金かけてまた切手60円だというでしょう、50円と70円だかあるので、平均すると60円だ。そんなものかけてやることはないから、急いで検討すべきだと思うが、最後に答弁を求めて私の質問終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えします。

貴重なご提言大変ありがとうございます。他市との状況等もいろいろ検討しまして、今後対応してみたいと、そんなふうに考えておりますが、先ほど言いましたように費用対効果ではないのですが、余り財政的に負担があるようだと困りますので、そこら辺も検討させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ちょっと変な答弁して、あの切符を何で出すことの意味があるのだと聞いておるのです、同じ数字を。市民の皆さんそう言っておるのです。こんなむだなものよこさんでもいいのではないのかと、あなたそれをどう思っています、これだけ。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えします。

1期、2期というのは前年度の税額の期別です。それから、本算定は本年度の算定したものによつてのですから、当然数字が違います。そういうことです。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 条例改正しなさい。今後検討して、条例変えればそれでいいのだ。そうすれば忙しい目に遭って金かけて、それ出さんでもいい。

○議長（浜口鶴蔵君） 青木市民課長。

○市民課長（青木典茂君） お答えします。

この部分というのは、基本的には条例改正もそうなのですが、我々が事務屋として判断すべきものではないというのが一つございます。これは、国保の運営委員会もございまして、基本的には市長の裁量になると思います。我々は、そういう委員会、あるいはこれからトップと相談しまして対応してみたいと、そんなふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 以上で終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で加賀博昭君の一般質問は終わりました。

ここで休憩します。

午前 11 時 40 分 休憩

午後 1 時 15 分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、羽入高行君の一般質問を許します。

羽入高行君。

〔24番 羽入高行君登壇〕

○24番（羽入高行君） 公明党の羽入高行でございます。平成17年6月第2回佐渡市議会定例会に当たり、議長の許可をいただきましたので、市長に4点一般質問をいたします。

質問に入る前に、外交問題で今靖国神社参拝問題が話題になっております。この靖国神社は国のために尽くした人を祭った珍しい神社で、西郷隆盛は祭られておりません。1972年、周恩来総理との日中共同宣言で、戦争は一部の軍国者が悪く、国民は悪くないとし、日本は東京裁判を受け入れ、中国は戦争賠償を放棄しました。しかし、1978年10月、東条英機元首相ら東京裁判のA級戦犯14人を昭和受難者として遺族にも知らせず合祀、85年8月15日の中曽根康弘首相による戦後初めての公式参拝の際、中国政府はA級戦犯合祀の事実を問題視して反発し、翌年から首相参拝は中断しました。以後自民党は神社の祭神からA級戦犯を除外するよう申請しているが、神社側は信教の自由などを理由に拒否の姿勢をとっております。公明党としては、北朝鮮問題、国連常任理事国入りなど国益を重要視し、日中、日韓関係の悪化を懸念し、だれでも参拝できる無宗教の国立追悼施設を早期につくるべきとの考えであります。

それでは、一般質問に入りたいと思います。まず、少子化、次世代育成対策についてお伺いいたします。我が国は、1970年代半ばから出生率が低下し、1990年の出生率1.57ショックからいわゆる少子化対策が本格的にスタートしました。1994年からエンゼルプラン、2000年から新エンゼルプランを策定して少子化対策を行ってきたにもかかわらず、15年経過した現在も改善の兆しは見えておりません。6月1日、厚生労働省の人口動態統計によると2004年の1人の女性が生涯産む子供の平均数、合計特殊出生率は過去最低だった2003年の1.2905より低い1.2888でした。出生数は前年より1万3,000人少ない111万1,000人で、4年連続過去最低を更新しています。都道府県別では、最高が沖縄の1.72、最低が東京の1.01、第1子出生時の母親の平均年齢は28.9歳で上昇傾向が続いています。また、女性の平均初婚年齢は前年より0.2歳高い

27.8歳で、5年前から1歳上昇、それ以前は10年で1歳上昇しており、晩婚化の加速を示しております。

明治維新のころの総人口約3,500万人から現在の1億2,768万人は3.6倍に当たり、その135年間に年平均1%で増加したことになります。国立社会保障人口問題研究所は2001年に将来人口推計しましたが、それによると2004年は低位の1億2,748万3,000人で、最も近い数字になっております。高位と中位と低位と3段階に分けて研究所は統計を出しておるのですが、その中の一番低い位置での推移ということでもあります。2006年より人口減少社会に突入し、このまま低位でいくと2050年には9,200万人、2100年には4,600万人になる見込みだそうです。21世紀は人口減少の世紀であり、今まさにその入り口に差しかかっているのです。しかも、今世紀いっぱい減少が続けば、その次の22世紀も引き続き人口減少に歯どめがかかりそうにないとのこと。なぜなら人口増加には惰性あるいは慣性と呼ばれる特有の性質があって、一たん増加が始まると出生率や死亡率に多少の変化が起こっても増加の趨勢はとまらない。人口減少についても同様の力が働いて、一度減少し始めると出生率が上昇しても人口はすぐには増加に転じない。出生率が上がるとすぐに人口が増加し始めるという人がいるが、とんでもない誤解であるそうです。

我が国にとって人口減少は初めての経験ではありません。江戸時代より前には珍しくもなかったが、10年も減り続けることはめったになかった。こうした過去の人口減少は、飢饉や疫病、戦乱などによって引き起こされる死亡率の急上昇を主な原因としておりました。これは、いわば非常事態であって、平時に戻れば再び人口は増加していました。これに対して、ごく近い将来に起ころうとしている人口減少は、死亡率の上昇ではなく、出生率の低下に起因するという点で、歴史上恐らく最初の経験であります。地方の場合、既に人口減少社会になっているわけですが、特に佐渡の場合、一体何人になっているのでしょうか。前回の一般質問でもやりましたが、単純に1年で1,000人減少するとすると10年で1万人、70年後にはゼロ人になるわけですが、30年後には3万人台になる計算です。そうすれば一般会計の予算は100億円台、学校も53校も要らない、病院や商店、飲食店、建設業、サービス業もこんなには必要なくなってしまう。支所も維持してはいけませんし、職員も二、三百人もいれば十分です。税収も上がりません。今の佐渡市の借金、同僚議員がこの間約1,000億円と言っておりましたが、返済していけるのでしょうか。

とにかく若い人が住みたくて、特に女性が住みたい、子育ては佐渡でしたいと思うような島にしないと佐渡の将来はありません。今日本じゅうが少子化なのですから、今がチャンスなのです。他の自治体でやっていないことをやり、子供がたっぷりの島にするのです。そこに産業が栄え、活気が戻ってくるのではないのでしょうか。最低でも就学前の子供の医療費などは無料、チャイルドシートも無料貸し出し、育児休業や職場復帰も条例で保障するなど、子育て夫婦が働きやすい佐渡市を目指さなければ将来はないものと思います。子供は佐渡市の宝です。行政は次世代育成には最も力を入れるべきと考えます。そして、今我々がしなければならないものは、将来の佐渡市には何が必要か、子供たちは佐渡市に何を望んでいるのか、それを見きわめ、その事業を粛々で行うのが我々の使命だと思います。一切むだなことができる財政状況ではありません。現在の我々が必要と思うものでなく、将来を託す次世代の若者のために、この佐渡に何が本当に必要な施策か、国も少子化に危機感を抱いて平成15年4月に次世代育成支援対策推進法を成立せました。17年から10年間の時限立法で、地方公共団体、事業主が行動計画を策定することが義務づけられております。また、自治体は策定、公表をすることになっております。佐渡市の行動計画を見させていただきましたが、国からつくれと言われたからしようがなくつくったような感じで、数値目標がなく、漠

然としていると感じましたが、市長の所見をお伺いいたします。

育児は、親だけに任せるのではなく、地域で育てるという社会システムの改革が必要です。まずは、行政で男子職員に対しても気軽に育児休暇をとれる環境づくりが必要であると思いますが、市長の所見をお伺いいたします。

企業の育児休暇の制度に対して補助あるいは何らかの計画があるか、伺います。

市役所内に子育て支援、または次世代育成対策室を設けるべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、団塊の世代の退職がピークを迎える2007年問題であります。老後を田舎で暮らしたいという人が多い。首都圏佐渡連合会や東京佐渡事務所などを通じてIターン、Uターンを呼びかけすることが人口減対策となると思うが、市長の考えをお伺いいたします。また、受け入れ態勢の整備が必要と考えるが、市長はどのようなお考えでしょうか、お伺いいたします。

3番目、雇用対策について伺います。まず、佐渡市のこししの雇用状況をお伺いいたします。そして、雇用対策室を市役所内に設ける考えはないか、お伺いいたします。

最後に、特区についてであります。特区離島振興室をこしから新たに設けまして、市長の離島特区に対する意気込みがうかがえます。ただメンバーが2人というのは、ちょっと不安に感じるのですが、とにかくどのような成果が上がったのか、お伺いしたいと思います。

1回目の質問は、これで終わります。2回目以降質問席にて質問いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、羽入議員の質問にお答えいたします。

まず、少子社会対策、次世代育成対策についてであります。特に（1）では育児休業休暇についてお問い合わせがありました。企業の育児休暇制度に対して補助あるいは何らかの計画はあるかとのご質問でありますけれども、現在の情報では企業に対する休暇に対するいろんな支援は国内では鳥取、愛媛、和歌山、高知など県段階でそれぞれ特徴ある施策を具体化して、財政的に苦しい中小企業等の事業主支援として補助金等を交付する制度を実施していると承知しております。

新潟県や県内市町村では、現在そういった制度は制定していないと聞いていますが、県等の動向も含めて今後検討する時期が来れば検討していきたいというふうに思います。

他の時期に先駆けてということですが、企業内に働きやすい職場環境をつくることは非常に大事だというのは当然でございますが、その支援につきましてはさっき申し上げたとおりです。市だけがやるというふうな方向では現在ありません。検討させていただきたいというふうに思います。

それから、次世代育成支援対策につきまして、国が定める行動計画策定指針に即して、本市においても職員を雇用する立場から特定事業主行動計画を平成17年4月1日から5カ年間で計画期間として策定したところであります。この計画に基づき職員に仕事と子育ての両立を図ることができるよう、地方公務員の育児休業制度についての概要を作成し、職員に周知しております。男性職員に対しても育児休業が活用できることも周知したところであります。本市においても、男性職員が育児休業を取得した例はありませ

んが、男性、女性を問わず気軽に育児休業が取得できる職場の環境整備が必要と考えております。特に現在合併の後でなかなか残業等多くて、徐々に仕事の整理あるいは組織を整えていく過程においてそのような環境ができ上がってくるというふうに考えております。

それから、行動計画に数値目標がないと、確かに次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、これは3月31日にできたわけですが、その中で子育て支援対策の内容や実施時期、目標などを記載することになっておりますが、すべての項目に数値目標が掲載できれば非常に理想的ではありますが、合併1年目の策定作業であったことや他の計画との整合性から、まだなかなか整合性がとれずに、ほかに策定計画がきちんとしたものが並行してできていないということもございまして、数値目標設定したものが限られたものになりまして、ニーズの高いファミリーサポートセンターや延長保育、休日保育等々こういうものについてもやっと一応の数値目標ができたところでございます。この計画は、最終目標が10年後の平成27年度となっておりますので、5年後の後期計画策定までに推進協議会で計画の進行状況の点検や新たなニーズへの対応を継続、検討いただくということにしております。

子育て支援対策室の設置でございますけれども、現在は社会福祉課内の担当補佐と児童福祉係がその任に当たっております。行動計画の実践が子育て支援の推進であることを考えますと、児童福祉係が中心になり、関係各課と調整、連携を図りながら、さらに推進協議会の委員の方々のご意見をいただきながら進めたいというふうに考えております。

次に、このたび5月20日に観光、文化、芸能、産業振興等に関して首都圏への情報発信、またこれらの情報収集のために新潟館ネスパスの中に佐渡市東京事務所を設置したところでございます。これは、ご案内のとおり首都圏佐渡人会のメンバーに運営を委託するという形で、実はただ運営受託ばかりではなくて首都圏在住の方々、そしてまた佐渡出身で佐渡のことを愛し、あるいは佐渡のことに協力をしようとおっしゃっていただいている方を積極的に参加していただくことによって、お申し越しのUターン、Iターンも含めて紹介していただいたり、あるいは受け入れの態勢を整えていただく、ご説明をいただくということでございまして、現在始まったばかりでございますけれども、精力的に佐渡の情報の蓄積、あるいはその説明ができるようにこちらからも説明し、向こうからの問い合わせにもお答えしているところでございます。まだ本格的に動いているわけではございませんが、3人の方々が今までの経験を生かして佐渡のために努力をいただいているところでございまして、当然Iターン、Uターン情報センターの役割をし、各種の情報を提供していただくということを考えておるところでございます。

それから、受け入れ態勢の整備が必要であるというふうにおっしゃられました。これにつきましては、佐渡市としては旧両津市で取り組んでいた空き家対策事業を合併と同時に佐渡市全域に広げまして、調査、相談に応じている状況でございますが、内容については課長の方から説明させます。

雇用対策についてもお問い合わせありました。まず、一つ目に佐渡市のこししの雇用状況を問うということございまして、この詳細、課長の方から説明させます。

雇用対策室を市役所内に設ける考え方があるかということでございます。現在市役所内で雇用対策に関しては、観光商工課の商工振興係が担当しておりまして、島内企業の支援や企業誘致等含めた業務について中心となる企業振興室を本年度から設置をして重点施策として進めさせていただいておりますが、ここにおいて担当させていただきます。そして、U、Iターンの促進と若年労働者の島内定着を重点施策とし

たハローワーク佐渡兼佐渡市島内企業代表、商工会、観光業関係や島内産業代表者、高等学校代表者で組織する佐渡市雇用促進協議会がありまして、雇用対策について協議を重ねながら連携してまいりたいというふうに思います。当面は、今の推進体制で進めたいと考えておりますが、今後の状況を見ながら判断をさせていただきます。

特区の進捗状況でございます。これは、先ほど加賀議員からもお問い合わせがありました。この問題について、先ほどもありましたどぶろく特区の話もありましたけれども、少々迫力もありませんで、今課長のおしりをたたいてこの問題についての総合的な検討を始めておるところでございます。課長に説明させます。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

Iターン、Uターンの受け入れ態勢が必要であると考えているということでございますが、今ほどの市長の答弁のとおり旧両津市で行われておりました空き家対策を合併と同時に佐渡市全体で調査、相談に乗っております。これについては、3月に空き家アンケートを行ったわけですが、全部で対象は773軒、そのうち所有者のわかっている404軒についてアンケートを送ったわけですが、その回答が219軒ということで、54.2%に当たっております。中身的には、空き家をどういったふうにお願ひできるかということでございますが、3点についてお聞きをしております。

空き家住宅の賃貸ができるのかどうか。それから、短期間、これは数カ月の賃貸に応じてくれるのかどうか。あるいはまた空き家住宅の売却に応じてくれるのかどうかということで、3点をしておるわけですが、1点目の空き家住宅の賃貸については、12軒の方が積極的に検討したいということを言われておりますし、条件次第によっては賃貸をしてもいいという方が50人おられます。また、短期的に賃貸に応じてくれるかという問題ですが、短期的には積極的にに応じてくれるという方が12軒、条件次第でに応じてくれるという方が46軒、それから空き家を売却してもいいという問いにつきましては、これも積極的に検討するという方が15軒、条件次第では33軒ということになっております。

なお、私たちも佐渡市のホームページの中で空き家物件の紹介というのをやっておるわけですが、これは今の空き家の状況、地区はどこだとか、賃貸にするのか売却にするのか、あとは希望価格等はどうかというようなことで、ホームページで紹介しておるわけですが、まずこの中では、ホームページ上では基本的には住宅の外観の写真を載せております。ただし、この所有者の名前と住所等についてはどこどこ地区ということで、これプライバシーの問題があるものですから、例えば真野地区とか赤泊地区ということで、そういった方向で載せております。これ利用者があらわれた場合には、市の方では希望者と、それから空き家の所有者と相談をして契約は当事者同士でやるというような方法で、現在ホームページでも紹介しておりますので。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えします。

佐渡市のことしの雇用状況はどうなのかということであります。佐渡市の雇用状況は、ハローワーク佐渡のデータによりますと、平成16年度の年間累計の有効求人数は5,004人に対して有効求職者の数は

9,937人で、有効求人倍率は0.5倍でした。平成14年度が0.32倍、平成15年が0.42倍でありますから、求職者は前年に比較して13.9%減少が見られております。やや回復傾向の感がありますが、新潟県の有効求人倍率が0.81倍からしماشても、まだまだ佐渡市の雇用情勢は依然厳しいものがあると思われます。また、島内の新規の高卒者の就職状況であります、就職者は118人です。そのうち島内就職者は92名であります。約78%と微増であります、近年でも高い数値となっております。これも島内の求人数が増加した結果であると考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） それでは、特区の件についてお答えいたします。

現在のところ佐渡市には特区には三つの要望がございます。一つは、どぶろく特区でございます。これは、提案されておるわけですが、これは酒税法の規制緩和によりどぶろくを製造してもよいということから、農家民宿の経営者により打診が出ております。今のところ設備投資がありますので、少し検討させてほしいということで、向こうの方から要望はあるのでございますが、少し検討中ということになっております。

二つ目は、トキのビオトープ、えさ場づくり特区の提案が出ております。これについては、転作地を復田した場合には当該田んぼの面積が減反対象となるとということから、トキの永世復帰計画との整合性を図りながら、トキの水場、えさ場として活用することを目的としております。

いま一つは、佐渡ナンバーということで出ております。今私たちは、新潟ナンバーをつけておるわけですが、新潟県には新潟ナンバーと長岡ナンバーがあるかと思いますが、佐渡につきましては佐渡ナンバーをつけようということを言われています。このナンバーにつきましては、いろいろ若い人あるいは中年の人、年配の人聞いてみますとなかなか若い人には佐渡ナンバーというのが受け入れてもらえない状況です。そういった状況で、佐渡ナンバーをつけたらどうかというのがありますので、この点につきましては今後アンケートをとって見て、果たして佐渡ナンバーが好まれるのかどうか、そういったこともしてみたいということでやっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 今回の私の一般質問は、4点にわたって行っておるわけですが、10年後、30年後、100年後の佐渡をどういう方向に持っていくかというのが背景にある中での4点の質問でありますし、これから2回目以降質問に当たりましては、通告にはありませんが、口頭で尋ねてあるところもありますので、その点よろしくお願いいたします。

まず、市長か福祉課長なのですが、行動計画に地域の企業や民間団体等の行う子育て支援の取り組みを支援しますとありますが、どのような支援をお考えであるのか、お伺いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えをいたします。

地域の中でボランティアの方がいろいろ活動されております。そういった現に今も行っておりますが、今後さらにそういった連携といたしまして、支援をしていきたい。それから、企業の中でいろんな行動計画、301人以上の企業につきましては行動計画の策定が義務づけられおりますし、小規模な企業であっても私ども積極的にいかかわっていききたいと、こんなふうに思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 島内におきまして301人以上の企業というと、そう多くはないと思いますが、どことどこであって、それでまた行動計画というのは策定したのかどうか、伺います。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

3企業あるというふうには聞いておりますが、その企業名はハローワークから教えていただけませんでした。ということで、行動計画はつくったものということで、私ども確認することができないでおります。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 301人以上の企業といえば、どこと聞かなくても島内は狭いわけですからある程度確認できると思います。そして、ここにも企業の行う取り組みに支援しますとありますので、企業がどういった行動計画をとったか、その辺は佐渡市として協議していくことはないのでしょうか、市長にお伺いしたいのですが。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 技術的なことがよくわからないで言うわけにもいきませんけれども、今おっしゃられたようにわずかしきありませんので、確認しようと思えばできるのではないかというふうに思いますし、それから企業の人数がオープンになることがどれほどのデメリットがあるのかということは一応確認はしなければいかなんですが、打ち合わせてみます。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 国の方も子供は両親に任せるだけでなく、これからは地域として育てていかなければいけないという考えになってきておりますが、私からの要望といたら変ですが、ぜひともまずは大企業、行政、大きな企業、301人以上の企業、そこからそういったシステムづくりをしないとなかなか全体には浸透していかないというふうに私は考えております。昔の家族の形態と今の核家族の形態では社会性が変わってきておりますので、ぜひとも佐渡市として市がリーダーシップをとってこの行動計画を国から言われたからというのではなく、率先して行っていくことが必要かと思えます。よそがやってからやるというのでは、ますます佐渡は遅れていくと思います。出生率が佐渡は1.8とかそのくらいありますから、市長とか皆さんはそんなに危機感はないと思っているかもしれませんが、皆さんご存じのようにほとんどの高卒者、今も答弁でありましたが、100人ぐらい就職するだけで、あとは全部600人ぐらい出ていっているという状況であります。

それでは次、環境保健課長にお伺いします。平成12年ですが、78兆円とも言われる社会保障給付費のうち、高齢者関係給付費が68.1%を占めたにもかかわらず、児童家族関係給付費はたったの3.5%だった。現在20代、30代の若い子育て世帯は、こうした微々たる支援を受けながら必死に働き、子育てをし、ふえ続ける高齢者のために高額な社会保障費を払っております。残念ながら我が国は子育てに対する社会的支援の薄い国であると言わざるを得ません。介護サービスに比べ、子供関連サービスはメニューも少なく、数も限られており、とても親が選べる状況ではありません。今あるものに予算をかけず、例年どおりか、ちょっと目先を変えた程度での事業でお茶を濁しているうちは少子化が解決することはないでしょう。乳幼児医療費無料化には、課長にお伺いしますが、どのくらいの予算が必要か、試算していただきたいと、

口頭で言っておりますが、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

乳幼児医療費の助成制度、この個人負担をなくし、無料化による財政負担についてのお尋ねでございますけれども、現在乳幼児の医療費助成制度では受給者の自己負担額は外来、通院ですけれども、1件につきまして530円、入院1日につきまして1,200円を医療機関の窓口で支払っていただいております。この医療費を完全に無料化するためには、現在自己負担額を市が全額負担することになりますが、16年度の実績から試算いたしますと、年間で約1,500万円の財政負担の増加となるという試算になります。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） これは、前回の一般質問で市長に質問いたしましたが、市長はそこまでは考えておらないと、新潟県でもほとんどのところは無料化はしておりません。今国内でも東京都とか一部の自治体でしか行っておりませんが、課長の計算によりますと1,500万、これからまだ少子化は佐渡でも進んでいくものと思われまますので、この金額は少なくなっていくと思いますが、市長もう一回お伺いしたいのですが、この無料化にはどのようなお考えでしょうか。1,500万とかいう金額は市としてどんなものでしょう。

○議長（浜口鶴蔵君） 〃野市長。

○市長（〃野宏一郎君） 確かに少子化だけの問題だけでなく、やはりできるだけ子育ての負担が少なくなるということについての十分理解しているつもりなのですが、諸般の環境を勘案して検討させていただくということにさせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） しつこくは言いませんが、再検討していただきたいと思います。

そして、出生祝金は現在5万円市から差し上げているもので、これはちょっと私伝え聞いたような感じなのですが、過去両津市が行っていたのを今度合併に際して行ったものという解釈で私はおりましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

旧両津市のほかに真野町、相川町、小木町等々で実施しておりましたが、それぞれ若干金額が違ったり、それから旧両津市の場合は商品券で支給しておるというものを、今度合併に際して協議の中で1市から5万円ずつ現金でというふうになっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 5万円となった推移がちょっとわからないのですが、多いところと少ないところとならして5万円にしたのかということと、今年度442人分、予算に2,200万円組んでいただいております。行動計画では出生数の動向を見ながら制度の見直しを行うと述べております。恐らく今年度は400人を切るのではないかなと思います。その辺の課長の考えと、またもし市長ですか、今度は、下回るようだったら来年度以降上げるような考えあるかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

5万円になった経過であります。合併協議の中でいろんなご意見が出ました。その中で、一つ争点といたしましょうか、議論になったのが子供をたくさん産んでいただきたいということで、第2子あるいは第3子から支給すべきではないかというご意見がありました。多く出ました。と同時に、現状の中で合併前に既に第1子から支給している、そういった町村もございまして、なかなか折り合いがつかず、最終的に第1子から5万円というふうになって決定されております。

それから、440人、17年度の予算をお願いしておりますが、子どもは今までのペースを考えまして、何とかこのぐらい産んでいただきたいという期待も込めて予算をお願いしておりました。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） では市長、先ほども言いましたが、行動計画で出生数の動向を見ながら制度見直しを行うと書いてあるのですが、400人切るようなことになったらもう一回これ見直す考えとかはありますか、お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 数字を見て判断するようなことになるかもしれません。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） これも市長か建設課長になるのでしょうか、お願いいたします。市としてできそうな子育て支援としまして、新婚子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、公営住宅への入居に関する収入基準や優先入居を進める、また子供がふえた場合の公営住宅間の住みかえの円滑化を図るなどの施策はできますかどうか、市長。市長ですか、建設課長ですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） 子育てに係るそういった住宅につきましては、現在特にそれに伴う専用の公営住宅というものは今ありませんが、今後検討していければいいというふうに思いますが、私としてはそういった答えしかございません。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 今核家族で新婚さんで、この間も質問のときに言いましたが、大体1人15万ずつぐらいとしても30万ぐらいの手取りの夫婦が多いかと思えます。子供が産まれますと、奥さんが仕事をやめないといけないと15万ぐらいの収入になると、それで育児休業で仮にそれもらえるところに働いていたとしても30%しかいただけませんので、経済的に非常に、特に佐渡の場合は新婚さんで家を建ててローン払いながら子育てしていくというのは、よほど親とかからの支援がない限り難しいのですが、そうできない若い夫婦の世帯に公営住宅を優先的に入居できるような方向を市長考えていく気持ちはありますか、お伺いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 現在入っておられる方の入居状況にもよりますし、全体の公営住宅の配置、それから収入等、全体をまだ把握していないので、そういうことがすぐできるかどうかということになりますと、この席ではなかなか申しづらいと思いますが、しかしいずれにしてもそういうデータを集めて整理しておく必要もありますので、そういうデータが集まり次第、かつまたどういう優先順位をとったらいいか

ということも検討させていただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 次に、財政課長にお伺いしたいと思います。

佐渡の人口動態をどのようにとらえて財政計画を立てているのか、お伺いいたします。財政計画の10年後の見通しは毎年1,000人強規模で人口減少していく、去年の5月の佐渡市の人口は7万68人、ことしの5月は6万9,040人で、1,028人減少しております。つまり10年後には、人口5万5,000人くらいとの想定で財政計画をしているのか、また毎年1,000人強規模で人口減少した場合、先ほども質問席から言いましたが、佐渡の1,000億円の債務の返済できるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

財政計画につきましては、長期的な計画というのはなかなか今の国あるいは県の制度の中では難しい部分がございます。そこで、市として計画を立てる場合につきましては、現在大体5年ベースでローリングをしながら立てていきたいということで考えております。ただその場合に、議員ご指摘のように人口等の条件をどのようにして見ていくかということになるわけですが、これは先ほど議員からもお話がありましたが、国立社会保障問題研究所の公表数値をもとにして推計しながら計画をしておるところであります。そういうことを考えまして、先ほど市債等の残高の話がありましたが、当初の建設計画等においても財政計画上前倒しの市債発行という形になっておったのですが、これにつきましても以前にもお話ししましたが、平準化をしていこうという形で計画しておりますので、将来的な財政負担については今の計画でいけば可能ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 課長の先ほど国立社会保障人口動態調査の資料を見せていただきましたが、それは低位ではなく中位、もしくは高位、それ平成27年に6万何千人になっておりましたが、とてもそんなにはなかなか私は厳しいのではないかなというふうに先ほども質問席から言いましたが、人口動態が低位で日本の場合進んでおりますので、非常に将来の人口が少ないにもかかわらず立派な家を建てるわけにもいきません。一つの家に例えてみれば、10人家族だったのが20年後には二、三人家族になるのなら、そんなに大きな家も必要ないというわけですので、将来の人口動態を勘案しながら建設計画を立てていかなければいけないと、皆さん大体あと何年か、3年とか5年とかで行政の方から去るわけですが、我々まだ20年、30年、うまくいけば生きるわけですが、我々の息子や若い世代の人たちのために何が必要かということをやったり考えて財政計画を立てて、建設計画も立てていかなければならないと思いますので、よろしくお願いいたします。人口は、皆さんが考えているよりも着実に減ってきます。実際問題去年から1,028人減っておるわけです。来年も恐らく減っていきますし、この流れはちょっとした子育て支援をやってもとまっていかないだらうという学者の見解であります。その後また特区の方で話したいと思いますが。

それで、ネスパスの東京事務所の件なのですが、先ほど市長から3名いるということなのですが、それはどういった方が、そしてまたボランティアといっても幾らぐらいでお願いしているのかと、また2007年問題で退職者がばっと退職金持ってやめる時代が来るわけですが、その受け入れ態勢、その3人では心

もとないのではないかな、市の方から何人か行っていくとか、もう少しいい場所に移すとか、新宿だとか東京だとか事務所を持っていくとか、もう少し佐渡をアピールする考えはあるかないか、市長にお伺いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ■野市長。

○市長（■野宏一郎君） 現在は3名というのは、交代で3名が月曜日から金曜日までの9時過ぎから5時半ぐらいまでということでございまして、それぞれの委員会をつくりまして、ご存じのように首都圏佐渡人会何千人もおられますので、それぞれ委員会で運営するという形で、原則無休なのですが、実際経費としてはたしか、あと課長の方から説明させますが、予算で計上した金額でやらせていただいています。

それから、ネスパスの問題、ちょうど県も知事がかわりまして、ネスパスの位置づけについてこれから検討に入るそうでございます。それに合わせて我々もあそこでいいのかどうかも含めて、今試行、実験中という格好でお考えいただくとよろしいのではないかと思います。ある程度実績が出てから、それからどういうふうにやるか方向性が見えてからということになると思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

東京の表参道、西であります、表参道に新潟県のネスパスという事務所があるのですが、そこの2階に一コーナーを借りております。一コーナーというのは机一つとコンピューターとございますか、ファクスが乗るくらいのわずかのところですが、そこで今市長が話をしましたとおりに首都圏佐渡会の方が1カ月3人で交代で月曜日から金曜日まで勤務してをしております。どのくらいの経費がかかるかということですが、1カ月10万円、1人10万円ではございません。3人で10万円ということになっておるのですが、その格好でやってもらっております。この方々は、首都圏の方々ですので、会社を定年になられた方が主にやってくれておるのですが、私たち職員が行って東京都内を歩いてもなかなか対応はしていただくのですが、それが何人佐渡観光に結びつくかということとはわかりません。それから、今言ったIターン、Uターンの両方等も突き合わせても、なかなかお知らせできないのですが、その方々につきましては長年東京で働いておりますし、住居も東京で構えておりますから相当人脈が広いということで、いろいろな会社へ出向いていただいたり、催し物に顔を出したり、Iターン、Uターンの紹介をしたりということで、大変幅広い活動をしております。5月の20日に開設したばかりで、まだ1カ月になっていないわけですが、相当今の段階でこういった資料を送ってくれとか、この議会につきましても相当関心を持っておりまして、議会の一般質問の内容も送ってくれとかというようなことで、相当向こうの方が活発に活動していただいております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 先ほどの国立社会保障人口問題研究所なのですが、全国約3万5,000人に第5回人口移動調査、平成13年ですが、行いました。この先5年以内に移動すると回答した人は16.4%、このうち大都市から地方に移るという回答は6.1%、特に55から59歳は15.1%が、60から64歳で18.7%が大都市から地方へと回答しております。他の年齢層が一けた台であることから、中高年の田舎志向の高まりがうかがえます。また、NPO法人ふるさと回帰支援センターが昨年1月に5万人に実施したアンケートでは、

50代の42.5%が田舎暮らしを切望している状況が明らかになったということで、北海道ではことしから恐らく全国初ということですが、これは4月5日の産経新聞なのですが、「団塊の世代のみをターゲットにした移住作戦を展開する。首都圏で移住を促すPR作戦を実施するほか、受け入れ態勢の整備などを試みる。北海道では60歳以上の3,000世帯が移住すれば経済効果は5,700億円と見込む。移住がビジネスとして成り立つかも含めて検討すると。例えば何週間かでの体験移住なども行えるかもと鼻息も荒い。島根県ではことしに入って澄田知事名で県外の出身者にUターンを呼びかける手紙を出した」というようなことです。

アンケート調査によりますと、田舎暮らしを始めたい時期は、定年後が42.5%と断トツ、2位以下は子供が独立してからが12.3%、移住する田舎での仕事が決まったらが10.4%、移住先で整備されていてほしいもののトップは医療施設で56.6%、治安など安全を挙げる人も3割を超えており、安心して暮らせる環境を求めていることがうかがえる。田舎暮らしをしたい都道府県の1位は、沖縄が10.7%、北海道、長野と続いており、やはり自然の豊かな土地に人気が集まっているということですが、市長、佐渡出身の人が今島外に何万人いるか何十万人いるかわかりませんが、その家族も含めれば何十万人、何百万人になるかと思いますが、わかる範囲で調べて高校の卒業名簿とか見ながら、市として手紙というか、佐渡に来る意思はないかとかいうアンケートをとるということはお考えできませんでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） ■野市長。

○市長（■野宏一郎君） 今のお問い合わせでありますけれども、そのための東京事務所だというふうにとらえておりますし、それからだんだん名簿等整備されていけば第2住民みたいな、準住民とか、そういうふうな位置づけでお互いにやりとりをしっかりとしていけるということになりますと、そのニーズの把握もできるのではないかというふうに思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） ネスパスの佐渡事務所は、私も1回か2回行ったことがあるのですが、たしか2階の一番奥の右側の部屋で何か小さな貸し事務所みたいな感じだったかなというふうな記憶ですが、一応東京の表参道にあるとはいえ、ちょっと裏のビルでありますし、非常にわかりにくいのですが、私とすれば東京の一番繁華街のあたりに佐渡事務所を置きまして職員7名ぐらい置いて観光、それからUターン、Iターン、そういったものを積極的に営業活動をするのを東京とか例えば大阪だとか福岡だとか、もしくは海外でもいいのですが、今海外からの旅行客もふえておりますので、そのくらいの、上海とかにも佐渡事務所を置くとか、そのような考えは市長はどのように思いますか、そこまでは営業はしていくことはないというふうな考えですか。

○議長（浜口鶴蔵君） ■野市長。

○市長（■野宏一郎君） ネスパスは既に相川の東京事務所があったところでありまして、その後佐渡の東京事務所になったのですが、結果として1人半ぐらいいたのですが、立ち消えになってしまいました。中途半端なやり方ではだめなのはよくわかるのですが、ですから今回の件は全く考え方を変えて、実際情報を持っている人たちに運営してもらおうということです。その様子を見て、もしそういうことでどんどんUターンがふえていくということであれば、そのぐらい出すのはわけないことだというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） いよいよ来年と再来年と団塊の世代、昭和22年前後の団塊の世代が多額の退職金をもらって田舎に帰りたいという人がこれだけの割合で多いというのですから、それを黙って北海道や沖縄や長野に取られるのを指加えて見ている必要はないと思いますので、ぜひとも積極的に誘致作戦を望むところであります。そして、首都圏なのですが、中越地震程度の地震が10年以内に25%起こると、30年以内に75%の確率で中越地震が起こるということが、東京都の方ではそのことによる防災計画、これは必ず来るといふことらしいので、そういうのも都民の皆さんはわかっていると思いますので、ますます定年された方は田舎に帰りたい、このアンケート調査よりもそういった流れが進んでいくものというふうに思いますので、ぜひともその辺よろしくお願ひしたいと思います。

それから、雇用対策についてであります。今も言いましたようにちょうど団塊の世代が退職をすることともあって雇用状況は伸びているものというふうに私も思います。決して佐渡の場合景気が回復して雇用が伸びているというふうに私は肌では感じられませんが、これは観光商工課長、佐渡の景気は今どのようなふうにお考えですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） 島外から比べれば伸び率は低いと思いますが、少しずつ伸びていると思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 少しずつ伸びているというのは、今も言ったように雇用状況の数字が伸びているのであって、佐渡の景気が私には伸びているというふうには感じておりません。若者の働く場も少なく、外に出てみればまちに活気がありません。課長は、余りまちへ出ませんでしょうか、事務所の中にずっとおって佐渡島内の状況をもう少し見て回った方がよろしいかと思いますが、雇用状況は数字がちょっと上がりましても、佐渡の景気は非常に厳しいものであります。そして、今企業振興室になるのでしょうか、そちらで近々に雇用があるというのは、海洋深層水の方の会社とかあると思いますが、何か把握しているものはありますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） 回答いたします。

今畑野の方で1社来たいということで、現在土地を交渉中であります。海洋深層水とは違います。海洋深層水の方は、今議員さん言われたとおり進んでおります。また別の会社であります。土地の方を交渉中ということです。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 企業振興室というところで、市長先ほど答弁ありましたが、私は雇用対策室と言いましたが、そこで行っていききたいということですが、企業振興室は今何名で行っておりますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 市川観光商工課長。

○観光商工課長（市川 求君） お答えします。

室長1名と職員1名の2名です。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 市長、佐渡市にある程度の人口を保つためにも、やはり雇用対策というのはこれが

なければUターン、Iターンしてきても就職だけではなくて、私は例えば東京から帰ってきた場合、中山間地の棚田のようなところで、先ほどもありましたが、ビオトープのような、お金にはもうそんなに不自由しないのですから、もうけとか関係なしに稲をつくってみたいとか、畑で野菜をつくってみたいとか、やはりそういったものを市としても紹介をしたりとか、その辺の雇用対策とちょっとニュアンス変わるかもわかりませんが、とにかく佐渡に住みたい人がそういったもの、農地を借りるとかそういったふうに先ほどの新聞にもありましたが、神奈川の平塚市から長野県に移った人はイチゴ栽培とか農作業でやっているというのですが、田舎への移住志向ということで、その辺の農地の貸し出しとか、今棚田は耕作放棄になって草ぼうぼうですが、そういったのも一石二鳥かと思いますが、そういったものを進めていく考えはありますか。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） もう既にいろんなところからそういうふうな提案もいただいています。やりたいことは山ほどあるのですが、この今の人数では手が回りませんのと、それからもう一つは、やっぱり彼らも今それぞれの地域から出てきて専門の知識を得るために勉強しているところでもあるのです。それと、本当はそここのところを、地域の今までのサービスのグレードといいますか、そういうものを維持するのか、新しい方向にいくのかという形で、できるだけご協力願って新しい方向に踏み出す方にウエートをかけさせていただくようお願いしていたわけなのですが、なかなかやっぱり地域の住民の方々も急にそういう形でサービスの置きかえができないということでもありますし、もうちょっと少しずつスタッフが育ち、あるいはスタッフの数もそろそろというときまでちょっと時間をおかしたいということでもあります。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 来年度また新たな庁舎内の配置がえ、部制にするのかどういふふうになるか私はわかりませんが、そのときにぜひ雇用対策に関するところにも1人、2人ではなくてやっぱりある程度の人数を置いて、今までは地方自治は国や県から言われたことをやっていけばよかったわけですが、今度地方分権、自分の地域は自分でということになりますと、ある程度そういった外に向けてのオフenseというのですが、攻撃というか営業というか、そういったのに力を入れていかなければいけないと思いますので、助役もその辺頭に入れてお願いしたいと思います。

最後に、特区なのですが、先ほど答弁で三つほどお伺いいたしましたが、どぶろくとナンバーとトキのビオトープということだったのですが、これは民間からのアンケートというか、民間から声があったものですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 私は、離島特区振興室でしたか、特区の室ができたわけですが、それはその中で庁内において考える、そういったセクションにしていくものというふうに私は考えておったのですが、民間から来たものを吸い上げるだけの室だったのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

今ののは民間の方から我々の方に打診があったのが三つでございます。ただ確かに今議員がおっしゃられましたとおりに、ビオトープは別個にしましても、どぶろくとか、それからナンバーにつきましてはちょっと線が細いのではないかなというつもりでおるのですが、全国の特区の状況見ますと相当多くの特区を持っております。いろんなことをやっております。全国見ますと四百七十幾つぐらいの特区事業やっておりますわけですが、この中にはすごく大きなものもありますので、こういったことも我々の中で検討して民間の方々にこういった特区もあるのだよというようなことをお知らせしたいなというつもりでおります。その中でそういった特区を受け入れる方がおってくればぜひ紹介をしたいという、そういう考えでおりますので、よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 今首相官邸の構造改革特別区推進本部で特区地域再生の規制改革が今月1日から30日まで受け付けしておるわけですが、この期間内には到底申し込むのは無理ですよね。大体いつぐらいに特区を申請していきたいというふうにお考えですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 中川企画情報課長。

○企画情報課長（中川義弘君） お答えいたします。

どぶろくにつきましては、この期間中に申請をしたいという考え方であったのですが、先ほど出ましたとおりに相当の施設をつくらねばならぬということがありますので、今回少し間に合わないということになりました。この後のときにはどぶろくは申請したいというつもりでおります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 私は、もうちょっと大胆な、今が悪いという、その三つがよくないというわけではないです。そういうのはそれでいいのですが、私は将来の佐渡を考えた場合、大胆な離島特区もしくはIターン、Uターンをして人口をふやすような事業をしていかなければいけないと思いますし、それが不発に終わればいよいよ人口減少は歯どめがかからないということになります。そうした場合、一部ヨーロッパでもそうなのですが、外国人を誘致して多民族の島にするとか、もしくはそれも無理ということになれば、そのときは新潟市との合併もあり得るというような、市長、そういったほのかな考えはありますか。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） たしか昨年もその質問があったと思うのですが、新潟市が佐渡も含めてみんなというような報道があったのですが、我々は佐渡は一つになったばかりで、まずは佐渡の足元を固めて、その次どうするかはまた別の問題だというふうに思っています。

それから、外国人の問題もあるのですが、ほかの国では例えばとれ秋、つまり稲刈りとか、あるいはカキもぎのシーズンだけ、他の国で言うブドウの収穫期だけとかいうのもあるので、そういうのもぜひ提案していきたいというふうに思っています。そういう形でなくて、もう既に東京近辺、都会は大量の外国人が入っていますし、それから大きな工場のある地域で、特に関東あたりで組み立て工あたりが研修生という格好で、一定の期間労働力として重宝しているところもたくさんあるわけでございますので、それか

ら現に佐渡も大手の企業はマレーシアとか、あるいはその他の国から労働力を実際研修生の名前で受け入れておられるわけですから、そういうことも一つの方法だろうというふうには思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽入高行君。

○24番（羽入高行君） 現在もそういうふうに農業の方のお手伝いとかで、ほかの東南アジアからお手伝いに来ているのもおりますし、そういった島内で恐らく若い人手が不足していくと思いますので、その辺の施策も必要というふうに思います。

そして、長崎市なのですが、これは海外の留学生を大学に誘致してやる特区を申請しておりますが、市長の間女子高の跡に専門学校とかそういったものがないのではないかという話ありましたが、そこにやっぱり広く島外、海外からも留学生を呼んでやるというふうな、ちょっと二番せんじになりますが、長崎市の留学制度なんかも勉強しながらやって検討してみたらいいかと思いますので、ぜひとも大胆な、私は合併したわけですから、佐渡がずっと佐渡国としてやっていけるような政策をしていかなければいけないというふうに考えておりますので、ぜひとも大胆かつ効力のある特区を一刻も早く申請していただきたいというふうに考えております。

以上で一般質問終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で羽入高行君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 2時34分 休憩

午後 2時44分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

次に、金山教勇君の一般質問を許します。

金山教勇君。

〔34番 金山教勇君登壇〕

○34番（金山教勇君） 金山教勇であります。一般質問を行います。

20世紀の後半からこの21世紀に向けて地球規模での大きな課題というのは、食糧問題、人口問題、それにあわせて環境問題であると言われております。そのように大きな問題であっても、これはそれぞれの地域での問題あるいは問題の取り組み方、こういうことにかかっているということを私はよく聞きます。きょう私は、あるきっかけからかわりを昨年9月の議会から持ち続けておりますごみ処理問題について、その経過とかあるいは現状の問題点について探っていきたい、こういうふうに考えております。

一つは、6月初めの新潟日報に新潟県で産廃の不法投棄監視会議、こういうものを設置するという報道がありました。これは、各自治体にも同様の機関といいますか、そういうものをつくっていく方針のようであります。このことについて、お伺いをしたいと思います。

それから、島内にも現在のごみ処理総量というのがどのくらいあるのか、このことについて聞きたいと考えております。また、島内のごみ収集の方法というのが今議会でも皆さんの質問に答えて行政の側からの答弁、報告によりますと収集方法もまちまちのようであります。こういうことについてもお聞きをしたいと思います。

それから、きっかけになりました産業廃棄物施設、佐和田地区にある施設ですが、これをめぐる問題について、今現状はどういうふうなことになるのか、まずお聞きしたいと思います。それから、これからのことについてどういうふうな対応をしていくかということに触れたいと思います。

二つ目は、教科書の採択の問題です。私は、アジア太平洋戦争敗戦の年には小学校の4年生でした。中学生になったときに、学校で先生から「新しい憲法の話」という、本当に薄っぺらな表紙の薄黄色い冊子を渡されました。その中には、これは今記憶していたわけではありませんが、今度の憲法では日本の国が決して二度と戦争をしないことを世界に誓って二つのことを決めました。その一つは、兵隊も軍隊も飛行機も持たない。およそ戦争するためのもの、道具は持たないということを世界に向かって約束しました。これを戦力の放棄といいます。放棄というのは捨て去るということであります。しかし、皆さん決して心細く思うことはありません。日本は正しいことをほかの国に先駆けて行ったわけですから、そして世の中に正しいことほど強いものはありません。もう一つは、戦争の放棄という条項であります。

きのう市長は、ある議員の質問に答えて、昨年3月の合併のとき市長が登庁して職員の顔を見たとき、その目が輝いていたというふうに言われました。私がこの「新しい憲法の話」という冊子をもらって先生から説明を聞いたりしながら、その当時の先生方も本当に目の輝きというものが生き生きとしていたことを、これは今でも鮮やかに思い出すことができます。この教科書というものを教育の場でも本当に戦争をしない、アジアの国々とも仲よくしていく、こういうことのために果たす教育の役割というものは大きいと思います。教科書の採択のシステム、手順などについてお聞きをします。二つ目は、教科書展示をめぐってお尋ねをします。

三つ目は、教職員、保護者、地域住民の声というものがそういう採択のシステムにどういうふうに反映されているか、こういうことについてお聞きをしたいと思います。

その後の質問は、質問席でお願いをいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 金山議員の質問に対してお答えしたいというふうに思います。

お問い合わせは、ごみ処理問題についてで、経過と現状の問題点について、特に最初に県産廃不法投棄監視会議、産業廃棄物不法投棄監視ネットワーク会議についてお問い合わせでございました。この会議は、行政と民間団体の協力によりまして、不法投棄の未然防止と早期発見、さらに早期対応の体制づくりを行う目的で組織したものと聞いております。なお、地区レベルでは現在佐渡保健所が市及び島内の関係団体等から構成される佐渡地区廃棄物対策連絡協議会を組織しており、この協議会の構成員との情報交換などを通じて監視体制の強化を図りたいと考えている旨聞いておるところであります。市としても、これからそれらの組織と一緒に不法投棄等、山野を汚す行為についての監視体制を強化したいと思います。詳細につきましては、課長の方から説明させます。

2番目に、島内のごみ処理総量はどれくらいあるのか、一般と産廃に分けてということでございます。3番は、島内のごみ収集の方法をめぐってでございます。これは、2番、3番とも詳細にわたりますので、課長に説明させます。

それから、産廃施設、これは佐和田地区内をめぐる幾つかの問題についてもお問い合わせございました。これにつきましては、佐和田地区の産業廃棄物処理施設の設置については、昨年3月に佐渡保健所で許可されて以降建設工事が進められ、夏ごろから市に工事用の大型車両の交通に関する苦情が寄せられましたが、さらにその後住民の皆さんからは施設の設置による周辺の環境への懸念が示されてきました。それ以降佐和田支所を中心として、住民の皆さんの意見を聞きながら事業者を指導するとともに、説明会を開催し、交通や環境保全に関する協定の締結などにより事態の打開を図ってきましたけれども、いまだ解決には至っておりません。これも詳細を課長の方から説明させます。

今後の佐渡市の対応についてのお問い合わせがありました。今後この事案への対応についてでございますが、平成17年4月26日付で住民の皆さん方からの申し入れに対して、これまでの議会でも申し述べたおわびを含め、5月12日付で市長名で誠意を持って回答したところであります。市としては、今後とも事業者への指導を継続することはもちろんですが、住民の皆さんと事業者の間で交通や施設の稼働に関する協定を締結するなどにより解決を図ってまいりたいというふうに考えております。さらに、旧佐和田町と事業者の間では既に生活環境保全協定を締結しており、今後は市としてもその適正な運用により事業者の指導と監視を行っていきたいと考えております。これも、この後の詳細を課長の方から説明させます。

教科書関係は、教育長の方で回答いただくことにいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 教科書採択等について答弁を許します。

石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） 教科書採択についてお答えさせていただきます。

まず、一つ目は採択のシステム、手順についてであります。教科書採択は教育委員会が行うことになっておりますが、教科書は学校教育における主たる教材ということで、非常に重要なものでありますので、この公正、公平な採択ということが求められます。そのために、今は教育委員と保護者代表で構成する教科書採択協議会というものを組織しております。ここで調査研究、協議を行って教科書を採択するための準備を進めております。この調査研究に当たりましては、学校現場等の専門の先生方、調査員あるいは選定委員を委嘱しまして、公平な立場から全部の教科書に当たりまして調査研究をしてもらい、その結果を採択協議会に報告してもらっております。採択協議会では、その報告を受けまして、さらに現場の意見や後で申しますけれども、教科書展示会でのアンケート等を参考にしながら慎重に協議しております。この手順を踏みながら、最終的には佐渡市教育委員会が次年度の教科書を採択すると、こういう手順であります。

次に、教科書の展示であります。展示会場はこの前から両津支所の3階小ホールにおきまして、期間は6月17日金曜日から7月3日日曜日までの14日間展示しております。展示会は土曜日以外の日曜日から金曜日まで開館しております。勤め人の関係もありますので、日曜日も開館しておりますので、ぜひごらんいただきたいと思っております。今年度は、中学校用教科書の採択に当たりますので、中学校用教科書については中央のテーブルのところに全部並べてあります。このほかに、過去の小中高等学校で使っている教科書も置いてありますので、こういうものも見たいと、できるだけたくさんの方からおいでいただきたいということで、市の広報あるいはマスコミ等、あるいはポスター、いろんな方法で皆さん方にお知らせしているところであります。

次に、教職員、保護者、地域住民の声は反映されるのかというお問い合わせですが、教科書採択に当たってはできるだけ多くの市民の方々に見ていただいて、ご意見をいただきたいと思っております。教職員からは、これは自分たち使う教科書ですので、もちろんですけども、保護者、地域住民の方々から展示会場にアンケートを求めていますので、そこへいただいたアンケートは全部これは先ほど申しました調査員とか選定委員の方々にもこういう意見があったということはお届けしますし、協議会の委員の方々にももちろんのこと、十分参考にさせてもらいながら採択作業を進めております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） それでは、私の方から市長の答弁に補足いたしましてお答えをさせていただきます。

まず、県の産業廃棄物不法投棄監視ネットワーク会議でございますが、これは市長の答弁にございましたとおり佐渡保健所で現在佐渡地区廃棄物対策連絡協議会というものを組織しております。これは、佐渡保健所が中心となりまして、私ども佐渡市のほか県の関係部局並びに島内の民間事業者、建設業協会、漁協、このような方々がご参加いただきまして、連絡協議会を組織してございます。今後保健所の方としましては、連絡協議会の構成員との情報交換などを通じまして、さらに監視体制を強化するということでお聞きしているところでございます。

次に、島内のごみ処理の総量でございますけれども、平成16年度の佐渡市で家庭などから出され、また処理されましたごみの総量につきましては、約2万5,000トンとなっております。その内訳は、燃えるごみが2万2,000トン、燃えないごみが800トン、粗大ごみが350トンとなっております。また、収集後リサイクルされる瓶、缶などの資源ごみでございますが、これが1,230トン、古紙も同じく1,230トン、ペットボトルが120トンなどとなっております。なお、ごみの処理量は年々減少する傾向にございまして、平成15年度と比較しますと全体では9%の減少となっております。ただ資源ごみのうち、ペットボトルは17%、古紙は20%の増加となっております。

次に、産業廃棄物についてでございますが、産業廃棄物は県の方で所管しておりまして、県では県内の産業廃棄物の排出量や処理の実態を5年に1度調査してございます。現在公表されておりますのは平成10年度の実態調査結果でございますが、それを見ますと佐渡では1年間に瓦れき類、これコンクリートくずのようなものでございますが、これが4万6,000トン、木くずが7,000トン、汚泥が1万トン排出されているという結果が出てございます。

次に、島内のごみの収集方法についてでございますが、島内のごみ収集のうち、家庭から出るものにつきましては、市が14業者に委託をして収集を行っております。また、事業所などから大量に出されます一般ごみにつきましては、事業者が自ら許可を受けた7業者にそれぞれ委託し、収集を行っております。なお、家庭から出るごみの収集方法でございますが、基本的に燃えるごみ、燃えないごみ、これら等につきましては各地区同様の取り扱いをしておりますが、合併前の方法を引き継いでおりますために、両津地区、国仲地区、南部地区によりまして、ペットボトルにつきましてはネットによるステーション回収とスーパーなどの拠点回収の方法、2方法がございまして、また、瓶、缶につきましては、指定袋による方法とコンテナによる方法と二つの方法がとられているのが実態でございます。

次に、佐和田地内の産業廃棄物処理施設の問題でございますが、これまでの経過ということでございますが、これにつきましては当時佐和田町に平成15年12月に県の方に出されました事前協議要綱に基づきます事前協議書が提出されまして、それに基づきまして事前協議がなされました。それに基づいて、当時の佐和田町に意見が求められまして、意見を回答したところでございます。その結果、保健所では平成16年3月に産業廃棄物処理施設の設置許可を行ったということでございます。その後工事に着手いたしまして、事業者が着手いたしましたけれども、平成16年7月夏ごろから建設工事が進む中で、地区の住民の皆さんから交通安全の問題の指摘がなされたところでございます。その後市になっておりましたので、市も中に入りまして事業者と住民の皆さんとの間で説明会等を開催してきたところでございますが、今のところまだ合意に至っていないということでございます。

今年度になりましてからも、地区の説明会等も開催してきているところでございますけれども、今のところまだ進展が見られないという状況になってございます。

以上で説明終わらせていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） これから私が幾つかの具体的な問題点について質問をしたいと思います。これから私質問することについては、どちらかといえば私は自分でも心根の優しい人間であるというふうに思っております。しかし、事この問題に関しては私の後ろ、というのは議員さんだけということではなくて、地域の人とか仲間とか、そういう数多くの人たちの支えというものがあって私が発言をし、質問をしているのだというふうに受けとめてください。お願いします。

私は、12月の議会で産廃問題について質問をし、市長から混乱を起こしたことについては大変申しわけないと思っている、そういう意味でこれからやることはただ謝るということではなくて、市としてできるだけコミットして住民の理解を得るように進めていく、それが一番いいことだというふうに答弁がありました。しかし、その後でも関係する周辺地区の住民、関係団体の不安、混乱というのは本当に解消されるどころか、ますます大きくなってきているのが実情だと思います。周辺自治会、関係団体、そういうもので、これ八つあるのですが、4月提出をして、先ほど触れられましたが、合同申入書というのを私たちが出して、5月、市から回答がなされましたが、そのことについて私はきょう質問をさせてもらおうと思います。

この回答を見て、やっぱり手続上の不備とか市民あるいは関係団体に対する態度、姿勢というものが少し無視するような、軽視するような傾向があると、そういう気がします。これから私はそういう地域の問題として、この佐渡市が、また佐和田地区が住む住民の生活環境を少しでもよくするために、そういう立場に立って質問をしますので、よろしくお願いします。それとあわせて、大川課長がこの4月に着任されたわけですが、着任されてこの佐渡市でどういうふうな抱負を持って頑張っていこうとしているのか、そのことも一言触れてください。

それから、きょうの質問、答弁については、昨年12月も感じたのですが、支所長が答弁をするというようなことでなしに、やはり一番責任のある市長あるいは課長から答弁を求めたいと、こういうふうにはまず要請をしておきます。よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

お答えの前にお聞きするのですが、産廃問題についての取り組みということでございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○環境保健課長（大川剛史君） 失礼いたしました。お答えいたします。

産廃問題についてどういうふうに取り組んでいきたいかというご質問……

〔「抱負ですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 金山議員に申し上げます。

具体的にご質問していただきたいと思います。

金山教勇君、もう一度お願いいたします。再度質問してください。

金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 産廃の問題、これからやるわけですが、その前にといいますか、4月に着任された課長の抱負、これは課長としての環境保健業務についての抱負ということであります。

○環境保健課長（大川剛史君） 大変失礼いたしました。それでは、お答えいたします。

私自身、県からこの4月に参りまして、県でも廃棄物ですとか環境関係の業務に携わっていたことから、やはり環境関係の業務というものについて抱負ということを書かせていただきたいと思います。まず廃棄物の処理の体制でございますけれども、市としますれば一般廃棄物の処理というものがもちろん重要になってくるわけでございます。昨日少しお話し申し上げましたけれども、島内ではごみ、し尿、いろいろな市で処理をしているごみの体制があるわけですが、これらにつきまして例えば災害ですとか通常のときも安心、また安全でいられるような、そういう体制をひとつ考えていく必要があるのではないか、そのために向けて考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、もう一つは、やはりいろいろなところで話題になっております不法投棄ですとか放置自動車等の対策でございます。島内見渡すとかなり不法投棄がやはりひどい状況になっておりまして、道路、河川、海岸、市有地に投棄されているという状況が見られます。これは、県内を広く見渡してみましても、かなりひどい状況ではあろうかなというふうに考えられるところでございます。ただ不法投棄に関しましては、市が投棄されたものを片づけるというだけでは問題の解決にはなりません、これは不法投棄というものにつきましては、ただ防止の特効薬というものはございませんものですから、やはり市民一人ひとりがモラルを持っていただくという問題であるとか、地域ぐるみでこれは対応していただくということが大事ではないかなというふうに思っております。

また、次にごみ問題にまた戻るのですが、ごみの減量ですとかリサイクルですとか、これは当然今後も進めていかなければならないというふうに考えております。特に島内、今まで新潟の方に住んでおりました関係で、プラスチックを焼却ごみとして扱うということに私自身若干の抵抗が感じられておりまして、こういうものの取り組みというようなものも考えていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

さらに、次に環境基本条例が制定されまして、環境基本計画というものが今年度、来年度かけましてつくられるわけですが、これは人とトキが共生する島づくりという大きな目標のもとへつくる計画でございますので、今現在ワークショップでいろんなご意見をいただいております。これらを取り入れなが

ら、よい環境基本計画というものをつくってまいりたいと、そのように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） まず、第1点は、この産廃施設の建設にかかわる手続の問題についてお尋ねをしたいと思います。

昨年9月の議会で私が質問し、また各団体から佐渡市に対して質問状を出しました。その中で、市はその質問に対して佐渡市として産廃施設建設計画というのを承知したのは平成14年5月であると、それ以前にはということで、これは頑としてそれ以前には知らなかったということでやってきていました。ここへ来て、今度の市からの回答で平成13年11月12日に産廃施設事業計画概要というものがあったということで、やっとさかのぼっての知り得た時期というのを認めたわけです。これは、議場にも、皆さんにもお配りをしてあります資料です。越前工務店のリサイクル処理施設設置計画概要というものであります。今までの市の私たちの質問とか申し入れとかに対して、その答弁というものがここへ来て、これはさかのぼってずっときつい言葉で言えようそをついてきた、虚偽の回答あるいは書類であったというふうに考えますが、このことについては市長はどう考えますか。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 詳細過程については、課長の方に説明させたいのですが、虚偽の回答をしたということについてはまことに遺憾と考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

当時佐和田町でございますが、この計画を知り得た時期について、それまでは平成14年の5月であったというふうにお答えしていたにもかかわらず、さきの回答を差上げた際に、それ以前に承知をしていたということについてご説明をさせていただきました。この経過についてでございますが、これは現佐和田支所でございますが、佐和田支所の当時の上層部のファイルの中からこの書類が出てまいりました。そこにきょう議員にお配りになりましたこの計画書なるものが挟み込まれておりまして、これが平成13年11月12日という記載があったわけでございます。ですので、当時町としましては、それまでは担当の記録から平成14年5月に初めて知り得たというふうに理解しておりましたところですが、それ以前の期日の記した書類が出てまいりましたものですから、これにつきましておわびを申し上げ、差しかえさせていただいたということでございます。ただ計画書概要というものについてでございますが、この書類につきましてただ書類だけが挟み込まれていたものですから、どういう経過でこの書類が当時の町に入手されたものかどうか、これにつきましては今現在把握することができないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 今の課長の答えでいいますと、これが偶然見つかったというような1枚の……何枚かあったわけですが、というふうに言われていますが、これ相当重要なものではないかと思うのですが、これと同様に議場においても配られてあります設置許可申請手続というものが、これは県の要綱の別紙2

というものであります。上の方のところに、横へ点線が入っております。この事業計画、地元説明とか環境保全協定締結、こういうふうなものとの関係がある非常に重要な書類なのではないかというふうに思うわけですが、それが議場においてもお配りしたところにちょっとプリント漏れがあって、手書きで11月／12日（月曜日）16：00となって、こういう1枚の紙が出てきたということで、ただ、今課長が言われたようなことで、本当にいいのか、この要綱別紙2にあります点線から上の部分との関連で、課長から若干説明をいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） この手続についての説明ということでございますが、この要綱につきましては県の産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する要綱というものでございまして、今私は市の立場でおりますので、ちょっとこの説明をするのは適当かどうかというところもございますけれども、これは申請者が事業計画を策定する段階で事前協議書を保健所等に提出すると、それと相前後しながら地元説明をし、かつ環境保全協定、これは必ずしも協定結ばなければならないということではありませんけれども、また施設によりまして地元説明というものも限定されてくるわけでございますが、このような地元説明をし、環境保全協定を締結し、それらをすることにより、また事前協議書というものの手続に入っていくということでございます。ただこれにつきましては、事前協議書の提出と並行作業というようなこともあり得るということでございます。なお、議員お配りになりました処理フローでございまして、これは上の方見ていただきますと廃棄物処理施設のうち、焼却炉ですとか最終処分場についての手続を記したものでございまして、今現在事業者の方で設置しております圧縮施設ですとか破碎施設、これはこの手続とは若干異なるということを補足で説明させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 私も最近知ったことでありますが、産廃処理法という法律が以前は届け出制であったと、それが許可制に変わってきた、こういう経緯がある、こういうことを学んだわけですが、これはそういう産廃処理の施設等ができて周辺地域の環境が悪くなったり、また十分対応することができなくなるような自治体がたくさん出てくる、そういう住民とか自治体の経験、それから国の反省、そういうものが相まって許可制に移ってきたということを私は知ったわけですが、市長はこのことを承知しておりますか。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 概念としてはわかりますけれども、詳細で具体的な例えば許可になった日にちがいつだとか、そういうことはわかりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 深入りはしません。早くから越前工務店による重要計画概要という書類といいますが、紙切れはあったのだと思います。それで、これを見ますと処理品目というのが、処理施設の種類というのは中間処理施設である。取り扱う廃棄物の種類、これには汚泥、廃油、廃プラスチック類等の脱水、乾燥、油水分離、再油化、そのほかに破碎、圧縮、切断、こういうふうなことが明記されておりますが、これは今度課長にお尋ねしますが、この計画概要から見て県の要綱第6条、立地の基準というものが決められておりますが、この項お読みになっていただきたいと思います。そして、そのことと周辺関係する地区住民あるいは関係団体に対する説明とか、あるいは理解、承諾、同意、こういうものを求める必要があ

るかないか、このことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今のお尋ねの設置要綱のお話でございますので、これは県の手続というものでございます。ただ、その関係につきまして今資料持っておりますので、お読みいたします。

立地等に関する基準、第6条、事業者等は産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、別表第1に定める立地等の基準を遵守しなければならない。第2項、前項の場合において、知事は産業廃棄物処理施設の設置等が生活環境に及ぼす影響を考慮して支障がないと認めるときは、前項の基準の一部を適用しないことができるという記載でございます。

それで、議員お尋ねの例えば汚泥並びに廃油、汚泥の脱水施設、廃油の油水分離というものを設置した場合の要綱上の取り扱いでございますけれども、説明会等の開催につきましては必須としてはおりませんが、利水がある場合には放流水が排出されるような場合には水利権者等の承諾というものを求める場合があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 私は、また今の課長の答弁に対して、後で少し説明を加えて再度お聞きしようと思います。

周辺住民への説明、合意、承諾というものの判断は、ただ事前協議書というほぼ施設設置の設計図ができ上がったような結論的な、そういう段階でなくて、もっとその前のこういう仕事をやりますという説明でありますから、これはやはりどんなものを扱うか、またどんな施設をつくるかというようなことだけで説明も不要、必須ではないというふうな言い方というのはおかしいのではないかと思います。これまた後で触れたいと思います。

その前に、県の要綱、別紙2にフローがあって、ここで先ほどの説明とあわせてこの図面、上の方を見ますと事業計画ができると申請者、業者ですね、地元説明という左側の囲みがあって、それが関係市町村へ来て、そこから枝分かれして利害関係者、関係する周辺地区の住民に計画説明、設置の承諾等というふうにありますから、そしてこれはこの別紙というのは、さっき課長は産廃処理施設の焼却炉、処分場以外のものもこういうフローがあってというふうに言いましたが、基本的にはこういう事前の事業計画概要というものがあれば、これは関係自治体の関係する住民に説明をし、合意を得るということを必要ではないかと思うのですが、そのことについて県の要綱の3条の4項について、課長からまた読んでいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

県の要綱の第3条、事業者等の責務の第4項でございますが、事業者等は産業廃棄物処理施設の設置等に当たっては、事前に市町村及び地域住民等に計画の概要を説明し、その理解を得るよう努めなければならないという記載がございます。なお、これにつきましては県の運用の中で、さらに詳細にまとめられておりまして、施設ごとにそれを必須とするもの、必ずしもそこまではしないというもの、こういうふうな区分をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） この事業者と当該自治体は、フローを見れば利害関係者に計画説明をするということになっております。そして、この事業計画概要、11月12日に旧佐和田町が受け取ったこの計画というのは、今も生きているというふうに考えていいわけですか、どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

今議員お尋ねの11月12日付の事業計画がまだ生きているか否かのご質問でございますけれども、事業者による事業計画といえますのは、当然構想の段階からいろんな計画変更を経ながら、その計画というものが立案されていくというふうに考えられます。これにつきましては、平成13年11月という段階でございます。またこの段階では手続に入っておらないというところであり、まだ計画自体も固まったものではないというような状況ではないかと考えられます。最終的には、県に出されております産業廃棄物処理施設の設置許可申請書、これに記載された計画、これが正しいものでございまして、これと違っているものであるとすれば、この計画概要というものは既にこの内容については変更されているというふうに理解されるのが妥当かと考えられます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） それでは、一体この事業計画概要というものがどこの関係団体あるいは関係地区で使われていたのか、そのことについて。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

この計画概要がどこで使われていたかというお尋ねでございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、平成13年に事業者から当時の佐和田町に示されたと考えられますこの計画概要には、汚泥や廃油を処理するという計画が記載されておりますけれども、平成15年12月に正式に提出されました産業廃棄物処理施設の設置に伴う事前協議書では、これらの施設の計画はございませんので、13年の11月というこの計画につきましてはどのように地元説明がなされたかどうかにつきましては、私どもとしては承知しておりません。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） そういうふうなこれまでの佐渡市、元佐和田町の事の運び方というのが現在の混乱を起こしておる大きな原因ではないかと思えます。そして、恐らくこの汚泥とか廃油、そういったもの、あるいは廃プラの油水分離、再油化、こういったことを事前協議書提出の時点では消えてしまっておるのは、その前にどこかでこれがやはり説明の材料として使われてきて、それがいつの時点かでもう取り扱う種類とかそういうものも削ってしまったということは考えられますが、しかしやはりこれが使われたか使われなかったかは別にして、この事業計画概要というものがその後事前協議でこれと変わっておれば、事前協議の方が優先というようなことであれば、何のために県はこの要綱のフローで地元の説明とか

合意、理解、そういうものを求めていることになるのでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

何でフローの中で地元説明を定めているかということでございますけれども、当然のことながらその時々々の計画につきましては、地元の皆さんにご説明するということは、これは当然あり得る話でありますし、それは必要だろうと思っております。ただその中で、事業者といたしましても、地元の皆さんのご意見、ご希望を入れながら、その計画内容を変更していくということは当然あり得る問題でございます。今から察すれば13年の計画概要を説明に使用したとすれば、地元の皆さんからそういう懸念があったということで、廃油ですとか汚泥というものを処理品目から落としていったということが考えられるということは言えるのではないかとこのように考えております。その旨で、地元の皆さんとお話し合いをしながら、この内容について精査をし、事業計画が立案されていったというふうなことは考えられるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 事前計画概要というものが、何か今の課長の答弁を聞いておりますと、全くこれはただ1枚の本当に紙切れだと、私はこれ重要なやっぱり書類でないかと思うのです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○34番（金山教勇君） 今声がするように、そのとおりです。その後の扱う品目あるいは種類の変更というようなものがどこかの時点でなければ、これが生きておって考えるのが当たり前ではありませんか。フローを見ても事前協議書、それを県ときちんと提示、許可得るための手続をとる前に上の方で自治体を通して関係住民、利害者の承諾、あるいはそういう説明必要だというのは、この県の要綱、やはり3条というのはそういう意味を持っているものではありませんか。これは、さっき課長が関係ないように言いましたが、もう一度念を押します。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

この計画書自体につきましては、当然その時点での計画であったと思いますし、そのときに住民の皆さんにご説明をされたというものではあろうと思います。ただ最終的に当時の町に出されました事前協議書、これは保健所を通じての事前協議書でございますけれども、並びに保健所に提出されました許可申請書にはこの内容は載っておらなかったわけでございます。ですので、今現在この許可というものは、この項目のないものになっておりますので、これで許可がされているということでございますので、今現在汚泥ですとか廃油ですとかというものにつきましては、その計画といいますか、処理できる品目から落とされているということでございます。なお、これにつきましても地元の皆さんに当時どういうふうな説明がなされたか不明ではございますけれども、何らかの説明がなされたということは考えられるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 私の力では、これはちょっともう行ったり来たりで、私はこれはやはりまだ疑問があります。全く本当に事業計画というものはこれ1枚しか見つからなくて、では一体この工務店は施設を設置して何をやるかというときには、ただ事前協議書というだけでは私は済まない。その前の段階で、やはり関係する地区の住民あるいは自治体、そういうものがあったわけですから、それはどうしても腑に落ちません。しかし、私はきょうこの項については質問終わります。

次ですが、産廃の搬入出路についてです。これも15年10月8日付の資料では、西二宮ルートというふう
に承知していたが、15年12月24日付の事前協議書の中では真光寺、それから国仲林道北線というルートに
変わって、これは事業者の方が勝手に変更したのだというふうに佐渡市の方は言っておるわけですが、た
だ勝手に変更した、こんなことで本当に周辺地区の人たちが事前の計画概要についての説明がない、理解、
同意を求めるところか、説明もない。そこへ持ってきて、最初西二宮、それが真光寺、国仲北線ルートと
いうふうに変わってきた、こんなのは業者が勝手にやったというふうに市が述べるというのは、絶対にこ
れは地域の住民には納得がいかないと思うのです。このことについては、どう考えますか。市長、今まで
の経過ある程度わかるのですから、市長はどう思いますか。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 途中から意見を述べるのは、正確に知っているものであればよろしいのですが、
今回の場合ルートのきっちりとした調査、踏査が必要なわけですから、この件については課長は十分知っ
て対応しているので、まずそこの説明を受けてから最終的に市長というなら結構なのですが、ルート云々
と言われれば、わからない人が説明しなければいかぬのでご容赦いただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

このルートの変更について、当時の町が知っていたのではないかというようなご質問かと思いますが、
これまでの記録から見ますと15年12月22日付で保健所から事前協議書が送付された中で、初めて真光寺ル
ートというものが記載されていたということで、その時点で初めてその担当の方はそれを知ったというこ
とだろうというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 搬入ルートについては、ほかにも質問事項があるのですが、その前に地域でもって
いろんな声が上がっておるのです。法律や県要綱なんかに基づいて、そういうものだけでごり押しして
くる、そしてその手続のやり方とか手順の踏み方、そういうものが佐和田町にもかなりずさんなもの
があった。しかし、それはそれとして、そういうものを言いくるめて県の方で強引な合意のとり方、これ
は西二宮という地区でやった、県のセンター長の発言一言によってかなり地区の人は動揺してだまされた、
こういうふうに今言い始めている人もおるわけです。それから、ある住民は白紙に一遍戻せと、やっぱり
このフローを見ても、県要綱の別紙2見ても、一番最初にやるのは事業計画、あらましをきちんと説明
して、そこで承諾とか同意が必要なものはそういうふうにとっていく、そういう原点に戻る、白紙に戻せ、
あるいは中止だと、今時点でこれだけトラブルが起きていて、市と地区の住民との間でいろんなことがう
まく進まない状況であれば、業者の今6月20日時限ですか、期限ですか、そういう建設工事というのもの

中止すべきだ、こういう声もあります。

それから、西二宮地域全体では、後でもちょっと触れますが、この間の市の回答で新ルートというのが検討中であるというような回答得ました。これは、相当重みを持って、またある意味であちこちで期待する面もあるわけですが、そういう新ルートという名称、搬入出路のことですが、そのことをめぐって今地域の人たちは隣近所して、いろいろ反目し合ったり、半信半疑になったり、佐渡市への不満、不信、こんなものがごちゃごちゃ入りまじって大変な集落になっておる。これ昔に戻してほしい、こういうことを言う人もおるわけです。

ということで、施設の今度搬入路について、搬入路は佐渡市はこれまで、これは天下の言ったか言わぬかしらぬけれども、公道であるからというふうにして、これは制限できないというふうに言っておりますけれども、これについても県は搬入路の事前協議書への添付書類として上げられておる地図、搬入路がかかれた地図、その中に私有地があるかないか、そのことを確かめるためにこういう図面は必要なのだ。何もその図面だけの搬入出のための道路ではなくて、ほかを通ってもこれは天下は括弧づけで、公道であるからというふうにして制限できないと言ってきたわけですが、このことについて課長から、またご苦労ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法というものの法第15条第2項というものを読んでいただき、それからあわせてそれに関して施行規則第11条第5項の4号。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えする前に、申しわけございません。ご質問の趣旨をいま一度お聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 搬入出路が公道だから、これは制限できないというふうに言っておりますけれども、その搬入路というものが関係する搬入路の関係住民にとってやっぱり生活あるいは環境に重大な影響を及ぼすということであれば、これはやっぱり問題があるわけで、そのことに関してこの条項、規則を確かめたいと、こういうことであります。

○議長（浜口鶴蔵君） どうぞ答弁お願いします。

○環境保健課長（大川剛史君） それでは、お読みいたします。

これは、法第15条第2項、これでございますが、第15条といいますのが、産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理施設ということでございまして、その設置許可、2項でございますが、前項を許可を受けようとするものは環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項の記載をした申請書を提出しなければならないということで、次に1号から第9号までがございします。そして、9号のところ、その他環境省令で定める事項という中で、規則第11条第5項というものがございします。この中で、議員ご指摘のあります第4号の中に当該産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項というものが記載項目として決められているわけでございします。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 先に言えばよかったかもしれませんが、つまりこういう搬入搬出のルートについて、かかる時間とか搬入搬出の方法、こういうことに関する事項を申請書の中に書き込み、明記しなさいとい

うことは、やはりそのルートが周辺住民の生活あるいは環境に影響があるかもしれない、そういうおそれがあるからということに考えれば、やはりルートについても道路管理者である市もそうですし、業者としても今まで説明あるいは同意、こういうものを地区住民に対してやってこなければならなかったのではないかと、それが搬入路はこれまで公道であるからというようなことだけで、無理にでも通すというようなことをやるような市としての見解は今まで続いていたのではないかと思います。この点についてどうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

この事項につきましては、具体的に搬入ルートまでの記載を求めているものではございませんで、具体的に申しますと例えば搬入の方法といいますとダンプカーで搬入するとか、その他の方法で船で運んでくるとか、そういう搬入の方法、また搬入時間につきましては例えば9時から16時であるというような時間帯を記載をするということにより、その記載の内容を求めています。この中では、特にそのルートというところまでは求めておりません。また、搬入ルートにつきましては、先ほど来議員からいろいろご質問のございました指導要綱並びに廃棄物処理法に基づきます基準、いろんな基準があるわけがございますけれども、これにつきましては搬入ルートまではこの基準の中には盛り込まれておりませんものですから、立地に及ぼす直接的な影響、例えば今回の産廃処理施設の案件でございますと、一番近い西二宮の地区に対しまして、例えば騒音ですとか振動ですとかいったような立地後の環境への影響というものをまとめたものを書類として添付することにより、その環境影響についてこれを審査するということになってございます。搬入ルートでございますが、これは事前協議要綱の中では、私有地の有無というところでは審査といたしますか、その記載を求めているわけでございますが、搬入ルートにつきまして審査を行うということについては、要綱の中では特に定めているものではないというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 搬入出路というものを申請書に記載をする、そしてその手法あるいは時間、そういうものが決まっておれば道路管理者としてその事業を今度市民に対する責任として佐渡市がこれについてどうなのかということで、住民とのかかわりが出てくると思うのですが、この点課長はそれも、今の答弁では必要ないかのような言い方です。これは、また別な機会にもう一度確かめたいと思います。

八つの団体、自治会から出された申入書に対して回答がありまして、それで新ルートと言われるところがほぼ特定されておるように回答書の中にはありました。そのことで、今進捗状況はどんなふうであるか、このことについて回答してください。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

この回答の中でも新ルートについては検討を行っていますという回答をさせていただいております。まだそれは検討……

〔「もう少し後読んで」と呼ぶ者あり〕

○環境保健課長（大川剛史君） つきましては、新ルートに当たる地域の皆さんにそのルートの建設につい

て、一層のご理解とご協力をいただきたいと考えておりますという、これがここで一つのくだりが終わりでございますけれども、検討という段階でございますので、まだ今その検討の域を出ておらないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 少し時間もないのですが、教科書の問題については教育長におわびをしなければなりません。そっちへ時間を向けることが恐らくできませんので、大変申しわけありません。

これは、真光寺の集落の人、真光寺というのは課長もご存じのように西二宮ルートであったものが、ある理由で真光寺、国仲林道北線、そっちへ変更されたその対象区域の地域名であります。そこの住民の意見でこういうのがあります。早くここへこの産廃施設でもって問題が起きる発端というのが、工事のための大型車がどんどん、どんどん真光寺ルートと今呼んでおるところを通り始めて、それでだんだん騒ぎが大きくなったわけです。真光寺の人たちの考えというのは、そういう道のこと、これは一つの条件です。施設設置、それから操業に係る中の一つの条件、そういうものを勝手に持ち込んできて、こういう計画があるが、そしてその一部としてルートはここを通る、そのことについて意見を欲しい、そういうふうな本当にもとに戻っての相談であつたら、まだ自分たちも意思表示をする、そういう機会というものがあったはずだ。しかし、今ではそういう機会さえも与えられていなくて、ただある条件を与えられて、それについてイエスかノーか、こんなふうなやり方というものをその市道の管理や、また住民、市民の生活や環境に責任を持つ自治体としての責任者がとる態度であるのか、こういうふうなことを言う人おります。全くこれは法律あるいは手続、書類、そういうもの以前の問題ではないか、こういうことを言う人もおります。

そんなことで、次今度導水管についてちょっと聞きますが、これは私はきのう、おととい聞いたのですが、山田という地域があって、そこの浄水場、ポンプ室の100メートルほど下流に導水管が埋まっていて、その支線と分水溝のパイプというのがつなぎ合っている、そこが何かトラブルあって、それで水漏れがしておるといようなことで、土地改良の人も農地事務所の人も来ておる、このことについて大川課長は承知をしておりますか。していなければ、このことについてわかる課長、できたら説明をお願いしたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

破損した事実については承知をしております。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） そのことで、私が今ずっと問題にしておる産廃施設、搬入出の道路、導水管の破裂とかそういうことにつながるとおそれはないのか、こういうことを含めてもう少し思いやりというものを持ちながら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

これは、東山田地区の導水管が漏水しているという事実がわかりまして、これにつきまして昨日掘削調

査をしたということでございまして、ただ原因といたしますと、あそこに並行に走っております水道管、これも同じ耐圧荷重であるというようなものが大丈夫であったということから、これにつきましては農業用水の導水管につきましては通行車両に起因する破損ではなくて、その管の施工の問題ですとか、その管の水流とか水圧の変化によります振動によって石等の接触により破損したのではないかというふうに今のところ推定しているということでございまして、このような原因を今考えているという情報を今聞いております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 先ほど課長に読んでいただいた県要綱6条、立地の基準の中にその搬入出路に私有地があった場合、これは所有者の承諾が必要であるというふうになっておりますが、林道に無償提供しているとしても、これは他の特定のなりわいのために往復通行する、そういう林道の場合、そういうものであれば林道管理者としてもそこに私有地というものがあるかどうか、あればそれは承諾を得る必要があるのか、これをあわせてお聞きをしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木文昭君） お答えします。

今ちょっとお聞きしたのですが、国仲北線、登記されていない部分結構あるのだそうですが、当時当然工事承諾書といいますが、登記をしませんけれども、地権者から同意をいただいて工事を行っておりますので、いわゆる登記手続が遅れているということで、本来であれば県がもともと開設した林道ですけれども、市に移管して市が登記するということになると思うのですが、その手続が遅れておるというようなことで、今大川課長が説明しておりますその私有地とは若干意味が違うのではないかというふうに考えおります。登記が必要な部分をしていないということで、今のところ私有地になっていますが、いわゆる審査を受ける対象の私有地ではないというふうに受けとめております。ただ私どもの方の登記ができないという怠慢は指摘されてもしようがないのですが、そういうことだと思います。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 6月の初めに、佐渡市の協力をいただきまして、既に操業しておる産廃施設を見学させていただきました。ありがとうございました。これに参加した人の感想も、これもいろいろ大変であります。やっぱりますます不安になっております。先ほど課長に読んでいただいた法律の15条の許可対象外のいわゆるすそ切り施設の焼却場とか、それから山のように野積みされた、しかもミンチ状の廃棄物、こういうものを見て、これは本当に異様な光景である、こういうことについて市は何らやっぱりかわりを持たなくてもいいのか、こんなふうなことを言っております。

それから、少し話は変わって、N T Tの電話帳に載った広告のことです。越前工務店はリサイクルセンターとして、最終処分場というふうに掲載をしております。これは、住民も本当に怒っております。何か当てつけみたい、逆なでするような、やはりここまで今ごたごたやっている中でこの大々的な広告、このことについて佐渡市はどのように対処、対応されてきたか、広告を見ておるかどうかも含めて見解を示してください。

○議長（浜口鶴蔵君） 大川環境保健課長。

○環境保健課長（大川剛史君） お答えいたします。

電話帳に誤った最終処分場という許可項目があるような記載を、広告を掲載したという件でございますが、これにつきましては当然その許可にない事項が広告に載っていたということで、これは大きな問題であるというふうに認識しております。なお、この許可につきましては保健所の方で許可した案件でございますので、保健所の方と連携いたしまして、保健所が厳重に注意をいたしました。その上で、事業者の方から訂正文を広告等により出させるというような対応を求めているところでございまして、今現在その調整中ということでございますけれども、そういうふうな対応をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 同様のことを佐渡市としても、やはり周辺住民の感情、気持ち、そういうものを酌んで、これについてもやはり市としてもきちんとした対応というのが必要ではないか。例えば業者に対して文書できちんとした対応を求めていく、そういうことをする、こんなことについて市はする気持ちがあるかどうか、お聞きをしたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） さっき質問しました新ルートの検討というところで、これは地域の人の声ですが、市は業者に対して何か及び腰である、そういうことが不満の一つでもあるようであります。また、新ルートの土地所有者とのいろんな交渉というものも業者が建設をするという道路について、その買収、そういったことについて市が深くかかわっておる、これも異様ではないか、こんな声もあるわけです。住民のこういう声をやはり大事にしながらこれからの目的に向かってやっていくことが市にとっても、地域の住民にとっても幸せなことではないかと思うのですが、市としてどうでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 当面目先のテクニックとかそういうことではなくて、誠心誠意住民の意見を聞いて住民のためになるように指示はもちろんしてあるのですが、やはりさっきのお話のように県がやるべきこと、市がやるべきこと、それは役割をきっちり分担してやるということがまずは大事ではないかと思うのです。中に入って、今おっしゃられたように業者の方を向いているのではないかとか、あるいは住民サイドにつき過ぎているのではないかというふうなことが取りざたされるのではなくて、みんな一緒になってこうなってきたわけでありますので、あくまでも業者だけのことを考えてやっているわけではないと思うのです。ですから、そこのところをご理解いただいて、住民サイドで努力しているということをご理解いただきたいと思いますと思うのですが、市の意見をと言われると、今のところ当面広告の問題でクレームを文書で出すということが効果があるのかどうか、そういうこともちょっとはつきり、保健所がやったというのははっきり聞きました。それをどうしてもやった方がいいという判断が出れば、それはやった方がいいのですが、そのこと自体で本当に効果があるのかどうかという検証もやっぱりしなければまずいと思うのです。ですから、できるだけことはもちろんするのですが、やっぱり効果のあるようなやり方をやった方がいいのではないかと私自身は思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 金山教勇君。

○34番（金山教勇君） 最後に、市長にお聞きをします。先ほどから要綱、別表2のフローというのを見ていただいておりますが、これ先ほどの真光寺の人の意見としてもありました。やっぱりもとへ戻って、一番上に戻って地元の説明、そして計画を説明し、同意を得る、ここに立ち返るということについて市長は、それは法律的にそういう必要はないというふうにも聞かれています。しかし先ほど条件だけ与えられてどうすると言われる。それではなくて、もっともとの賛否を問う、そういう説明、そういうものがいいのではないかと思うのですが、市長の考え。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 非常に難しい問題で、前回私は一回取り消すとかそういうことはしないというふうに申し上げました。今課長に申しつけているのは、これはこれで住民の方々が納得できるようなやり方をやっぱりよく考えながらやってやるようにというふうに指示をしているところであります。余りにも多くの要素が絡まり合って、単純にこうやればいい、ああやればいいというだけではもう済まなくなっているような気がします。ゆっくり時間をかけて住民の納得が得られるように、住民が不安にならないようにご説明するということが3者両方ともにとっていいことではないかというふうに判断しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で金山教勇君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 4時21分 休憩

午後 4時32分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開します。

会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） あらかじめ申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、中村良夫君の一般質問を許します。

中村良夫君。

〔25番 中村良夫君登壇〕

○25番（中村良夫君） 大変お待たせしました。日本共産党の中村良夫でございます。通告表に従いまして、ただいまから一般質問を行います。

1点目は佐渡レーダー基地の強化について、2点目は地元業者に仕事を回して佐渡経済の活性化について、3点目はお年寄りや障害者が安心して暮らせることについて、以上3点について質問します。

1点目の佐渡レーダー基地の強化について。これは、佐渡市の平和の問題にかかわることです。佐渡の金北山にある航空自衛隊レーダー基地が防衛庁のミサイル防衛、MD構想で新型のレーダー配備で強化される問題です。去る5月16、17日付新聞報道は、航空自衛隊第46警戒群所属の佐渡基地のレーダーを2009年度までにミサイル防衛、MD構想に対応するように新機種F P SのダブルXに切りかえる予定であること

を伝えています。これは、昨年11月に発表された防衛力のあり方検討会議のまとめでも指摘されているように、弾道ミサイル探知能力を強化しようとするためのものであります。弾道ミサイル防衛計画は、アメリカが進めている軍拡競争に日本を引き込むものである。ミサイル防衛システムは、いまだに完成したシステムとは言えず、喧伝されているような効果については疑問視されている代物でしかない。しかし、アメリカは日本をこれに引き込むことによって自国の向かうミサイルを吸収する盾として、日本列島を仕立て上げようとしている。今必要なのは、軍事的対決の悪循環に陥るのではなく、冷静に話し合いで解決するために努力することである。

そこで、お伺いします。1点目は、日本は周知のように憲法で戦争を放棄し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意しているところであります。したがって、いたずらに仮想敵を想定し、ミサイル防衛などと騒ぎ立てることは日本国憲法が予定しているところではあり得ない。憲法9条は、第1項、第2項ご案内のとおりですが、市長のご見解をお伺いします。

2点目、しかも佐渡レーダーサイトの所在地は、佐渡市民だけでなく広く県民にとっての心のふるさとともいべき金北山であり、これが長期にわたって自衛隊の用地として提供されていることは極めてゆゆしき問題と言わなければならない。仮想敵を想定した施設の強化は、結局その施設へのゲリラ、テロをも想定することとなり、市民、県民を戦争に備える国づくりへの道に有事体制に引き込む深みにはまってしまうだけである。金北山が広く県民、市民の憩いの地として安心して利用できる日の早からぬことを切に願うものである。市長のご見解をお伺いします。

3点目、以上のような意味から佐渡レーダー基地のミサイルのミサイル防衛計画への組み込みを白紙に戻すよう国に申し入れられたい。市長のご見解をお伺いします。

次に、地元業者に仕事を回して佐渡経済の活性化について、小規模工事の登録制度について、これまで自治体や関係機関が発注する公共工事の軽微な修繕、補修などは、その本体の工事を施工した業者に随意契約として発注され、実際の工事はその下請業者の零細な業者が行ってきています。当然下請ですから、元請に相当額の経費を引かれた工事代金で施工することになります。施工する工事のほとんどは、特殊なものではなく、地元中小業者ができる内容です。建設関連の自営中小業者が仕事不足の中で経営を維持できなくなって廃業し、大手建設企業の従業員となっていく状況も広がっているのではないのでしょうか。建設業を見ても、従来の大工さんで木造住宅を施主から受け取って施工できる業者の数も年々減少し、それにかわってハウスメーカーなどが従来の在来工法ではないプレハブ住宅のような住宅が多くなってきているのではないのでしょうか。また、それに伴って畳、建具、左官などの専門職の業者も地域から消えていっているのではないのでしょうか。今回の小規模工事の登録制度、制度をつくる過程では地域業者の協力が必要でありますけれども、深刻な仕事不足にあえいでいる中小業者にできる仕事を保障することによって、零細であるが市民の暮らしにとって欠かせない業者が商売の継続ができるようにする。また、そのことを通じて中小業者の技能、技術を存続させて継承できるようにしていくという取り組みであり、地域で地震や災害などが発生したときにすぐ力を発揮するのは地域に根を張っている中小業者です。また、業者自身にも仕事に対する誇りを取り戻し、地域に根ざした業者としての存在する意義等の役割を見直すような取り組み、また地域が住民が安心して住み続けられ、子供たちも含めて住み続けたいというまちをつくっていく主体が自分たちであるということも、この制度をつくる過程を通じて育てていく必要があると考えま

す。

まだまだ必要なことはありますが、さてこの小規模工事の登録制度はどんな制度なのか。これは、地方自治法234条に基づく随意契約の創造的な運用を図ることを自由に自治体が受け始めた制度です。小規模修繕契約希望者登録制度あるいは小規模契約希望者登録制度と名称はさまざまありますが、制度の取り組みを実施していくところは、県内では新潟市、上越市、村上市、五泉市、白根市、その他まちでも実際登録制度を取り入れてやっています。そして、この制度は自治体の発注する土木、建築、電気、内装仕上げ、板金、塗装、ガラス、造園など多種にわたる小規模工事に今まで指名競争入札の参加資格を登録していなかった人も登録できる制度であります。制度をつくることに対して、佐渡市の工事を希望する業者には入札参加指名願の届けを出せば参加できる道はついており、地元の業者に対する発注も行っていると回答されると思いますが、指名願の申請をするためには経営審査などさまざまな書類の提出もあり、年間を通じて相当額の工事を施工する業者であればそれなりの経費をかけてでもそうした手続は可能です。しかし、5万、10万の工事があるかないかという業者にとっては、そうした経費も大変なものになります。地域における中小業者を育て、支援していく立場に立たない限り大手の業者に任せておけば面倒なこともない。問題があれば責任をとらせばと、そうなりがちだと思います。地域の業者は、その地域に根を張っており、地域に役立つ立派な仕事をしなければ商売として成り立たないこともあり、地域の住民から見られても恥ずかしくない仕事をするようになります。小さな仕事でも佐渡市の仕事ができたとすることは、業者としての誇りにもなるのではないのでしょうか。佐渡市にとっても地域の中小業者が仕事をし、利益を上げていくことは税収にも関係する問題であり、大手業者が仕事を受注しても税収として佐渡市に戻るとは限らないのではないのでしょうか。そうした業者が佐渡市の仕事をすることで、大きな業者として成長すれば佐渡市の経済を支える上でも大きな役割を担うことになると思います。

以上、小規模工事の登録制度の創設を求めることについて、市長のご見解をお伺いします。

次に、お年寄りや障害者が安心して暮らせることについて。1、介護保険制度見直しについて、見直しで何が変わるのか、問題は何か、焦点の一つがホテルコストです。介護施設をホテルに見立てて宿泊費、施設居住費を取り、食事も全額払わせます。例えば特別養護老人ホームに入っている、例えばです、年金月7万円程度のケースの場合、低所得者のため今は利用料1割負担2万5,000円と食費1万5,000円の計月額4万円の負担です。ところが、今審議されている法案では、食費を5,000円値上げし、新たに居住費として1万円を徴収する。今までは4万円の負担が5万5,000円にふえます。さらに、施設に払う日用品と介護保険料、国民健康保険税なども払うと年金7万円が出ていき、手元に全くお金が残らない生活になってしまいます。そこで、3月議会での社会福祉課長は、確かに入所者に対する負担増になることは間違いないと、新たな負担、そして低所得者への支援策を新たに検討すると、この制度見直しで問題点があると認めました。ここが重要なことで、抑えていただきたいと思います。それでは、佐渡でお年寄りが安心して暮らせるにはどうしたらよいのか、安心して利用できる制度にしていくためにどうしたらよいのかという点、お話をさせていただきます。

結論から言いますと、今国会審議中であっても、障害者自立支援法案についてでもそうですけれども、国に対して佐渡市も意見、要望など言うべきことは言う、今佐渡市のスタンス、姿勢が問われています。少し長くなりますけれども、続けて話していきます。

第1に、介護保険の給付費に対する国の負担を25%から30%に引き上げて保険料や利用料の減免制度をつくる必要があります。介護保険導入後、全国で4分の1を超える自治体に保険料や利用料の減免制度が生まれました。これを国の制度として低所得者への減免制度がないことが大きな欠陥となっていることのあらわれであります。そもそも保険料や利用料が高い最大の原因は、介護保険が導入されたときに政府が介護施設に対する国庫負担の割合をそれまでの50%から25%へと大幅に引き下げたからであります。国の責任は重大であります。国庫負担を直ちに30%に引き上げることであります。現行では、国庫負担25%のうちに調整交付金5%分が含まれていますが、これを別枠化し、国庫負担全体を30%に引き上げることは全国市長会や全国町村会も繰り返し要望していることであり、ここ佐渡市も情報を集めてほしい。財源も約3,000億円程度です。この程度の国庫負担を引き上げて国庫の制度として住民税非課税世帯、現在の第1、第2段階に当たる人を対象に在宅サービスの利用料を3%に軽減し、保険料を減免することが可能になります。さらに、保険料の一つに全額免除、二つに資産審査なしの減免、三つに一般財源の投入の三つを不適当とするいわゆる3原則による国の自治体に対する締めつけをやめさせること、せっかく自治体が低所得者への減免制度をつくっても、国の方針だからといってわずかな預貯金を理由に減免が打ち切られています。国の責任と自治体の努力とあわせて実効ある減免制度をつくる必要があります。

第2に、保険料、利用料のあり方を支払い能力に応じた負担に改めていくことが必要であります。保険料や利用料のあり方も応能負担、いわゆる所得や資産など支払い能力に応じた負担の方向で見直すことが必要です。現在の65歳以上の介護保険料は5段階または6段階の定額制と定められており、所得の少ない人ほど負担割合が重くなるという逆進性が所得税、住民税や国民健康保険税などと比べても著しくなっています。負担は能力に応じて、給付は平等にということは社会保障制度の原則であります。日本と同じ介護保険を実施しているドイツでも、保険料は定率制、所得比例になっています。自治体が介護保険料を定率制や多段階制など所得に応じてきめ細かく設定するように、介護保険法と関係政省令を改正することです。また、国庫負担割合を引き上げる際には、保険料の自治体間格差を調整する機能も拡充することです。また、介護保険以外の福祉施設では、保育所でも障害者施設でも利用者は所得に応じて負担しています。生活の場である特養ホームの利用料が所得にかかわらず一律というのは、高齢者は安心して暮らせません。ホテルコストの名目で、すべての人の保険料を値上げするのではなくて、利用料を所得に応じた額に改めることであります。また、在宅のサービス料では低所得者への利用料減免が不可欠ですが、同時に利用限度額を見直すことも必要であります。最高でも35万円、それを超えた分全額自己負担という現行の利用限度額では、要介護度の重い人が在宅で暮らすには余りにも負担が重くなってしまいます。そのため介護を苦にした悲惨な事件も後を絶ちません。高齢者が人間らしく生活できるサービス水準を守るためにも、要介護度の重い人などは利用限度額を撤廃し、必要なサービスを介護保険で受けることができるように改めることであります。

第3に、在宅でも施設でも安心して暮らせる基盤整備が必要であります。介護保険実施から現在でも十分なサービス基盤がない地域が多く残されています。自治体の努力や民間業者任せにするのではなくて、国の責任で在宅サービス、施設サービスの基盤整備を進める必要があります。佐渡市もあわせて創意工夫が必要であります。また、多くの高齢者が介護が必要になっても、できることなら住み慣れた自宅で過ごしたいと思っています。高齢者の願いにこたえて在宅で安心して暮らせる社会的条件を整備することがど

うしても必要であります。そのことは、施設不足の解消にも役立ち、介護費用の節減にもつながります。それだけに在宅での介護生活を支える体制づくりは急務であります。ショートステイは予約でいっぱいという状況です。高齢者、家族の緊急事態に対応できるようにショートステイのベッドを一定数確保する自治体も広がっています。その費用に対して国が支援することでありまして、また特養ホームへの入所待機者は全国で32万人を超えて、佐渡市では478人と聞いておりますけれども、ところが政府は基盤整備を進めると保険料が高騰するというジレンマを自治体に押しつけた上に、今年度は特養ホーム建設への補助金を昨年の3分の2まで削減しました。そのため自治体の整備計画のめどが立たなくなる事態が相次いでいます。特養ホームでは、在宅では生活する高齢者にとっても、介護を支える家族にとってもいざというときの支えです。高齢者人口1.5%という低い目標の自治体へ押しつけをやめさせて、特養ホームを地域に計画的に整備するため、国が財政的に支援すべきです。特養ホームを中核的な施設として整備するとともに、グループホームや生活支援ハウスなど多様な施設を地域の中に整備して高齢者が住みなれた地域で生活できるようにしていくことも必要であります。地域の実情に応じて安価で質の高いサービスを提供できるように、事業者に対する自治体の権限などを拡充するとともに、グループホームの土地確保など国が財政支援することです。

第4に、介護、医療、福祉の連携で健康づくりを進めることが必要であります。今回の見直しに当たっては、政府は介護予防の重視を掲げています。介護を必要とする状態になることをできるだけ予防することは当然です。ところが、政府は先ほど言ったように軽度の要介護者のサービス利用を制限したり、全額公費の介護予防地域支え合い事業などの福祉事業を介護保険に移すことなどを検討しています。このように国の負担と公的責任もさらに後退させることは、介護予防に逆行することであります。介護保険も高齢者福祉の一部でしかなく、介護予防を進め、高齢者の生活と権利を守るには、介護、医療、福祉、公衆衛生などの各分野の連携が必要です。そして、その連携をとるためにも自治体の取り組みが不可欠であります。全国には、既に自治体を挙げて高齢者の健康増進に取り組んだり、民生委員と協力して虐待予防に取り組むなどの例も生まれています。その一方で、自治体が高齢者のことを介護保険任せ、事業者任せにしまい、自治体として高齢者の状態がつかめていないということも多く生まれています。高齢者の健康づくりは、高齢者が生き生きと暮らしていく力となるだけでなく、結果として介護保険の給付費を抑えることにもなります。また、制度上、介護と医療の連携が不十分なために、介護施設の入居者が満足な医療を受けられないといった事態も起きています。だれでもどこでも必要な医療を受けられるように、介護も医療も実情に合わせて見直すことが必要です。

第5に、最後ですけれども、福祉は人、介護労働者の労働条件を守り、改善することが必要であります。このことは、佐渡市にも当てはまる点だと思います。介護保険の導入以来、政府は介護をIT産業などと並ぶ雇用創出の柱ともてはやしながら、そこで働く人の労働の条件の確保については何の対策もとってきませんでした。そのため、介護労働者の労働条件は悪化し続けています。福祉は人と言われています。しかし、そこで働く人が最低限の労働条件も確保されず、必要な研修を受けられない状況であります。介護保険の未来は展望できません。専門職にふさわしく、介護労働者の身分と待遇を改善することは、安心できる介護制度への大前提です。厚労省は、介護保険労働者の切実な訴えを受け、ようやく昨年8月になって登録ヘルパーなども含めて訪問介護職員は労働者などと認め、それにふさわしい待遇を求める通達を全国

に出しました。政府の責任で労基法など違反する状態を一日も早くなくして、移動、待機時間にも賃金を支払う、労災を適用する、利用者都合のキャンセル時には賃金補償を行うなど、労働者に対して労働者としての当たり前の労働条件を速やかに確保すべきです。介護職員の労働条件が劣悪になっている根本的な原因は、介護報酬の低さにあります。多くの事業者もこの点で苦慮しており、介護労働者の劣悪な現状は一部の営利企業によるもうけ主義だけが原因と言い切れません。介護報酬の適切な引き上げを含めた抜本的な措置を国に求める必要があります。また、ケアマネジャーが独立して公共性を持って最も適切なケアプラン作成に専念できるように、担当件数の削減、介護報酬の引き上げなど適切な労働条件整備も必要です。

以上、何点かお話をさせていただきました。市長のご見解をお伺いします。

次に、3月議会で低所得者への支援策新たに必要でないかに対して、検討するとはっきり言われましたが、どのように検討されたのか、市長のご意見をお伺いします。

最後に、障害者自立支援法案について。法案の審議が進む衆院厚生労働委員会ですが、法案では身体、知的、精神の三つに分かれている障害者施設を一つにまとめています。大きく変わるのは、障害者の利用負担であります。これまでは、所得が低ければ無料か低額の応能負担、負担能力に応じてという意味です。今はホームヘルプサービス、通所施設とも利用者の95%が無料だと言われています。法案は、福祉サービスを多く利用すれば費用が高くなる応益負担に変えます。障害者が生活するのに欠かせない福祉を益だというそれに依拠して費用を払えという考え方であります。費用に1割が自己負担となり、来年1月からとしています。また、障害者の治療のため患者負担を一般の3割よりも軽くしている公費負担医療は成人の更生医療、子供の育成医療は応能負担に、精神障害の通院医療は5%負担であります。法案は、これを原則1割負担にします。ことし10月から実施しようとしている中身ですが、3月議会では市長は国会審議を通じて障害者の安心して生活できる制度になるよう十分な検討を重ねてほしいと考えを述べられました。負担は月額平均ホームヘルプ約1,000円が8倍の8,400円、通所施設約1,000円が19倍の約1万9,000円、入所施設約1万1,000円が3倍の約3万円の障害者の重い負担になります。自立支援とは名ばかりで、人間らしい生活が奪われます。障害者福祉の後退は許さないと、障害者の皆さんが見直しを求めて車いすで国会に詰めかけ、審議を見守っております。3月議会では、社会福祉課長はこの法案の中身が詳しくわかり次第いろいろ内部検討など、また市長の政策判断、財政状況があるので、そのことを踏まえて検討すると答弁されました。この支援法案に対して、佐渡市はどう対応するのか、市長のご見解をお伺いします。

以上で中村良夫の1回目の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君の一般質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、中村議員の質問にお答えします。

F P S－X X型レーダー配備計画につきましては、確かに大澤議員にもお答えしましたがけれども、国のミサイル防衛構想に基づき計画された警戒レーダー網のアップグレード版といいますか、今のレーダー網の上位に位置するものでありまして、飛んでくるミサイルを打ち落とすイージス艦等と連携をとって安全を図るというあれでございまして、ここに議員はいたずらに仮想敵国を想定しと言われましたけれども、

たまたま北朝鮮はテポドンを打つぞと言って実験をやっているわけですが、仮想敵国ではなくて、火の海にしてやると言われる、それはやっぱり自分で守らなければいかぬではないかと私は思います。それで、話し合いに撤すればいいと言われますけれども、話し合い徹した結果がこういうふうになったわけでございまして、それはやはりそこのところは全く中村議員と私は所見を全く変えるところであります。

それから、テロというのは官民を問わず行われるものでありまして、今まで敵意を持って対立したところだけそのテロを行う、あるいは攻撃を行うという種類のものではありません。やっぱり自らを守るという姿勢がどんなこと言っても必要だということをご理解いただきたいというふうに思います。そういう意味で、残念ながら本当は金北山は我々の山でありますので、ああいうものはつくらない、これは当たり前のことなのですが、やむを得ず金北山にはレーダーの配備についてぜひ効率よく、かつまた性能のいいのを設置していただきたいと私は思っております。

それから、小規模工事の登録制度、これは全く私も中村議員の意見に理解を示しております。ぜひ小さな業者も生き延びることができるように、地域の技術が継承されるように願っております。これは、ただ一部問題があるという話を課長から聞きましたので、小規模工事につきまして課長の方から説明をさせたいというふうに思います。

それから、介護保険制度の見直しについて、国の今度の改正で参議院に上がっている内容が漏れ聞くとところによりますと、さっき議員もおっしゃったように、食費とかホテル代が本人負担になるということでございまして、これは在宅介護とのバランスでこうなっている。ただこれでいいかどうかということになりますと、やはり困窮者にとっては非常に辛いことになるだろうというふうに思います。国は、それに対して対応はするとは言っておるのですが、この内容については課長の方から説明させます。その問題点は何かということについても、同じく課長に説明させたいと思います。

前々回の低所得者への支援策が必要でないかという質問に対して検討すると言いましたけれども、その内容についてということでございます。これも課長が検討しておりまして、その内容については課長の方から説明させます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

小規模工事の登録制度についてであります。現在市の建設工事の入札については、競争入札を含めて原則建設工事の入札参加資格者名簿に登録されているものから選定するということになっております。ただ建設工事につきましては、議員ご指摘のように多種多様にわたり、また発注規模やその程度にもばらつきがあるということでもあります。発注される建設工事には、簡単な工事も含まれておるというようなことから、ご質問の小規模工事の登録制度はこのような建設工事や修繕的な工事を対象にしたものだというふうに考えております。現在市では、小規模工事のみの工事を対象とした登録制度というものはありません。ただ運用面では、需用費で支出をいたしております修繕工事、それから入札参加資格者名簿への登録の必要はなくて、工事の履行が可能なものであれば、金額的には随意契約の範囲内で見積もり業者と契約を行っておるものもあります。これらは、地域性とか、あるいは緊急性等考慮してこの5月から契約予定額50万円未満の簡易な工事について、小規模工事等と位置づけて入札参加資格者名簿に登録されていない方でも

随意契約の見積もりに参加できるように、入札参加資格を弾力的に運用をしていきたいというものであります。現在小規模工事等の登録制度は、先ほど議員の方からもお話がありましたが、内容には若干の相違がありますが、県内では7市、そのほかに議員の方ではまちの方の関係でもその制度を活用しておるという状況がありました。今後市として登録制度を創設するという点については、現在行っている建設工事における入札参加資格の弾力運用とか、あるいは修繕費の取り扱いを踏まえて、また各市の状況、それからこの後の機構改革等も含めた中での検討をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

先ほど中村議員から何点かご提案という形でご意見を伺いました。一つは、介護給付費負担金の国の負担割合を引き上げてほしい。それから、低所得者に対する保険料及び利用料の軽減策、それから保険料の段階の細分化、それからケアマネジャー等の中立性、公共性云々がありましたが、これらはいずれも私も佐渡市がどうこうというよりも、いわゆる国の方に向かってということかと思います。そこで、同じ私も全国の自治体が共通しています課題であります。そんな関係から、既に昨年の6月に全国市長会から国の方にいろいろ要望書が出ております。それから、昨年の10月には介護保険サミットというのが東京厚労省でありまして、佐渡市長、・野市長も出席をしていろいろと地方の悩みを訴えてまいっております。それから、ことしの4月には東京の中央省庁の佐渡出身者で構成いたします東京おけさ会の席で厚労省の介護保険課長、藤木課長、佐渡市出身であります、その方も見えまして、一定の発言をいただき、市長から、そして私の方もいろいろ地方の悩みというか、佐渡市の現状を訴えてまいっております。そんなことで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

なお、先ほど議員自ら申し上げましたように、今この法案につきましては参議院で審議中であります。政令、省令、要綱等がまだ見えておりませんので、具体的なことにつきましてはこの後になろうかと思います。

それから、見直しの件につきましては省略させていただいて、低所得者の支援策につきましても今具体的なものが見えないということで、現時点では十分に検討できない状況であります。

それから、制度見直しの問題点につきましては、昨日小杉議員の方にいろいろと申し上げておりますので、省略させていただきたいと思います。

それから、障害者自立支援法の関係であります、一番大きなのが議員申し上げられましたように、3障害の統合、それから1割負担、それから市町村が窓口と、この三つが大きなキーワードと言われております。その中で、障害者の1割の負担の分につきましては、10月からということで先ほどお話がありましたが、たまたまけさの時事通信のメールによりますと、10月から施行予定となっている自立支援医療制度の施行時期の延期論が政府与党内で浮上してきておる。これは、法案の審議が遅れてということで、正直地方がそのようについていけない状況であると、今こんな状況でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 今市長と課長ご答弁いただきました。国会で審議中であろうと、例えばの話です、国会で法案が決まりますと佐渡市においてくるわけです。だから、いいもののおりてきた場合はいいのですけれども、やっぱり佐渡市民にとって障害者だとか介護保険のお年寄りにとって判こを押すようにしておりてくるわけですから、審議中であろうと佐渡市として意見なり要望は、やはりこれからは言うべきだと私は思います。それが第1点と。

では、いきます。佐渡新型レーダー取り付けについて市長のご答弁というか、お考えでした。これも国のことなのですけれども、やはり佐渡市の代表である佐渡市長、・野さんが自分の考えなりありましたらば、国であろうと県であろうと言うべきことは言わなければいけないなと私思います。

まず、第1点、この件で国から正式な話があったかどうか。あったら、内容をまずお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 自衛隊の基地指令からは話がありました。

〔「さっき僕言ったように、あったらどんな内容かと」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 中村君、一問一答をお願いします。

中村良夫君。

○25番（中村良夫君） では、軽い感じでいきます。取り付けに関して市長のお考えを聞きましたけれども、何か要するに専守防衛というのですか、若干そうかなと思いながら専守防衛、こういうのを合憲論というのです。それで、市長お互いに話をしていきますけれども、市長が今そういうお考えを示しましたけれども、政府というのは、これもっと危険な段階のことを考えている。これは、後でお話ししますけれども、ではそれでは市長、憲法の第10章、最高法規第99条、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うと、ご案内のこれ99条ですけれども、それでは質問します。市長自身は、この99条を守り、理解されていると受け取っていいですか、お伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 通常守っております。それで、恐らく今回の件ではこのミサイルが違憲ではないかとおっしゃられるのではないかというふうに思うのですが、これはまた解釈の違うところでありまして、これは私が憲法を守っているかどうかとはまた別の問題でございますので、よろしく。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 市長、次いきます。今の99条を一番守らなければいけないのに守っていない人がいます。だれだと思いますか。それは、日本の総理大臣です。そして、その総理大臣は憲法を改正、私から言わせれば改悪です。改悪しようとしている責任者になっています。そして、早くもその連動して今回の佐渡に新しい新型レーダーをつけるという、ここに問題があるのです、私は。これは明白な、私ですよ。それに対しては、憲法違反だと私は考えます。したがって、さっき市長が前段ご回答しましたけれども、解釈改憲あるいは専守防衛というのは合憲論という、そう言うのですけれども、そんなこと言っている場合ではないよというのが僕の質問の趣旨です。もう一回突っ込みます。それでは、新型レーダーをつけるということは、どういうことか。これは、新聞に報道されていますけれども、MDシステム構想によりますと、一々これ読まない。これ省略します、今回。

それでは、大事な点いきます。新型レーダーをつけるということは、何のためにやるのか、ご存じでし

ようか。先ほどの1回目のご回答でも出てきましたけれども、どうぞ。

○議長（浜口鶴蔵君）　・野市長。

○市長（・野宏一郎君）　私が理解しているのは、日本に落とそうと思って飛んできたレーダーを落ちる前に打ち落とす。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（・野宏一郎君）　もう一回言います。日本を攻撃しようと思って飛んできたミサイルを打ち落とすためのミサイルのためのレーダー監視装置というふうに聞いておりますし、さっき合憲か違憲かという話ありましたけれども、憲法を改正することが違憲のようにおっしゃられましたけれども、憲法が大事であるよりも、やはり日本国民が大事なわけでございますので、そこからスタートしないとこの議論は行き違いになったまま終わってしまうと。

○議長（浜口鶴蔵君）　中村良夫君。

○25番（中村良夫君）　・野市長、先ほど私1回目、何月と何月付の一般新聞の報道によりますとというのだけれども、ちゃんと目を通していただきたいのです、市長でしたら。何のためにレーダーをつけるか、これ書いてありました。新聞報道によりますと、北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国などからの弾道ミサイルの脅威に対応するため、こういうのです。こういうためにつけるわけです。一般新聞なかなか本当のこの遠慮なく書いていないように思われますので、私調べました。その脅威論というやつを。

北朝鮮については、北朝鮮脅威論が打ち出されますが、北朝鮮が一方的に日本に侵略してくることは現実問題としては想定できませんと、防衛庁長官を務めた久間章夫氏ですら北朝鮮が先に攻めてきたり、侵略してくることは現実にはないと、これ述べています。

それと、2点目は、市長もご案内のように日本は北朝鮮との間で日朝平壤宣言を合意しましたと、その中身はお話ししませんが、北朝鮮も核についての国際的合意の遵守とミサイル発射凍結を約束しています。こういうことがあるのですけれども、そして3点目は、実際に世界地図を広げて日本の周辺諸国を見渡してみますと今の時代、韓国とか中国、ロシアなどが日本を攻めてくると考える人はまずいないでしょうと。東南アジア諸国についても同じです。日本がこれらの国から一方的に侵略を受ける可能性はありませんと。現に政府も近い将来本格的に準備を伴う日本への着上陸の可能性は低いと、自ら明言しています。これ防衛白書に書いてあるのです。日本が他国から攻められるという議論には、リアリティーがありませんと。北朝鮮など脅威論には真実味がないという結果になりました、私が調べたところ。市長、ご見解をお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君）　・野市長。

○市長（・野宏一郎君）　それは、見解の差というものでございまして、今言ったように上陸するかどうか、それはわかりませんが、現にブラフかけて脅迫をしている、そういうふうな状況に対してはやはり日本国民を守るべき国としては、それを守るということを形で示さなければ国民の中の大半は不安になるに決まっているわけです。ですから、そういう当たり前のことを裏打ちしたようにいろんなアンケートでも日本国憲法を変えたいというのが60%近くあると、あるいは65%あるというふうになっているわけです。ただし、だれも戦争はしたくないわけです。我々だって嫌に決まっているわけです。しかし、そういうふうな拉致も含めて非常に信頼できない国が近辺にあるということであれば、当然の仕組みとして守る仕組

みをつくるというのは、国民としては当然だというふうに私は見解を持っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 市長、ぜひ認識をしていただきたい点があります。今の市長のご見解の中に、憲法を変えようと、改憲です、そのお話がありました。新型レーダーを取りつける、そして憲法の改憲が動いている。改憲のねらいは何かと、ここが大事なのです。ここは、新聞報道ではなかなか報道していません。改憲のねらいは何か、日本をアメリカに従って戦争をする国に変えるところにあります、簡単に言えばです。したがって、佐渡に新型レーダーをつけるということは、専守防衛だとしてもそういう流れ、戦争ができる国にするためにとんでもない危険な道へと佐渡が進んでいくのではないかと、私こういうふうに考えます。佐渡市長、ご見解をお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） ・野市長。

○市長（・野宏一郎君） 何回も申しますけれども、それは見解の差でありまして、ただなぜそれだけたくさんの方々が憲法を変えようかと、必ずしも戦争やろうなんて思って変えようとしているわけではありまませんで、やっぱり国民が主体であって、自分たちが現状に合わせて自分の情勢に合わせて自らを変えられるという仕組みが大事だということを言っているわけです。ですから、硬直した考え方、護憲だけが大事だというのは全くおかしくて、主体は何か、それは国民だということをきっちり我々も理解してやらなければいかぬと、私もMDアンチミサイル構想が、それが効果があるかどうか、それは全然わかりません。私は国会議員ではありませんので、済みませんけれども。その問題については、質問をオーバーしてしゃべりましたので、申しわけありません。見解だけを問われればそういうことです。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 佐渡が平和で安心して暮らせることが一番なのです。今市長、国会議員ではないと言ったけれども、佐渡市長でありますので、やっぱりしっかりとそこら辺は考えていただきたいなと思います。そして、佐渡をよくしていこうとさまざまなテーマで同僚の議員から一般質問ありました。それは、平和ということが私は基本になって進められていくのだと考えます。それで、また憲法の話出ましたけれども、平和憲法の立場を貫いて平和を求める国際的な世論に依拠しまして、紛争の平和的解決を積極的に実現するというか、努力を重ねてこそ今求められているのかなと、私考えます。

次にいきます。小規模工事の登録制度について、制度の目的、内容、そして登録要綱などを課長へお渡ししております、資料を。実施している業者の声によりますと、市役所の仕事はありがたかったと、小学校の遊具補修の話が来て、びっくりするやら、うれしいやらで、市営住宅のふろ場の補修だとか駐輪場の鉄柱の補修だとかの仕事が回ってきたという声であります。市役所の職員からは、これまでより安くできて感謝していますと、さまざまな声があります。この登録制度の創設をということで、まずは地域、業者の声を聞いたり、調査研究したらどうかなと私思いますけれども、創設に向けてご見解をお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

5月から運用しています状況等を見ながら今後検討していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） ちょっと前段飛ばしましたので、もうそろそろ終わりにしたいと思います。先ほどこのテーマで、登録制度でいろんな多種にわたる工事お話ししました。最近いろいろ回ってみますと、特に地元の印刷業者、ぜひ光を当ててほしいなというのがあります。佐渡市になって印刷業者、仕事がゼロに近いと言っていたので、ぜひ印刷業者にも温かい手を差し伸べることを強く要望しておきます。ご回答をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 浅井財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

財政課といたしましては、建設工事に関係する部分についてのみ担当しているわけではありますが、その他今議員ご指摘のような印刷業務であるとか、あるいは備品の購入等の業務につきましてはそれぞれの担当課の方で担当しているので、庁議等でその話はさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 担当課もきょう来られていると思いますので、要望しておきます。

これで中村良夫の一般質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で中村良夫君の一般質問は終わりました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 5時29分 散会